

令和7事業年度

事業報告書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	2
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
4	中期目標	5
	(1) 第5期（令和5年度～令和9年度）中期目標期間の概要	
	(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
	(1) 行動憲章	
	(2) 運営上の方針・戦略等	
6	中期計画及び年度計画	8
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	29
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
	(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	34
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業務の適正な評価の前提情報	37
	(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係	
	(2) 畜産（酪農・乳業）関係	
	(3) 野菜関係	
	(4) 特産関係（砂糖・でん粉）	
	(5) 情報収集提供	
10	業務の成果と使用した資源との対比	50
	(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	
	(2) 自己評価（令和7年度項目別評価総括表）	
	(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11	予算と決算との対比	52
12	財務諸表	53
	(1) 貸借対照表	
	(2) 行政コスト計算書	
	(3) 損益計算書	
	(4) 純資産変動計算書	
	(5) キャッシュ・フロー計算書	
13	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	56

(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 4	内部統制の運用に関する情報	58
1 5	法人の基本情報	58
(1)	沿革	
(2)	設立に係る根拠法	
(3)	主務大臣	
(4)	組織体制	
(5)	事務所の所在地	
(6)	主要関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7)	主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
(8)	翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
1 6	参考情報	66
(1)	要約した法人単位財務諸表の科目の説明	
(2)	その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人農畜産業振興機構（Agriculture & Livestock Industries Corporation。以下「a l i c」という。）は、旧農畜産業振興事業団及び旧野菜供給安定基金を母体として平成15年10月1日に設立されました。

以来、農畜産業分野の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命に、我が国の農業総産出額の約7割を占め、国民の皆様の消費生活において重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、生産者の経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等の発生に対応する緊急対策や農畜産物の生産・流通等に関する情報収集提供等の業務を実施してまいりました。

第5期中期目標期間の3年目である令和7年度は、畜産関連では和牛肉の需要拡大、老朽化が進む食肉処理施設における浄化槽・冷蔵設備等の整備等に対する支援対策に取り組んだほか、トカラ列島地震や夏場の大雨で被災した地域の畜産農家の支援や年末年始に生乳の出荷調整に取り組む酪農家の支援を緊急対策として実施しました。また、野菜関連では昭和49年のばれいしょ以来、52年ぶりに令和8年度からブロッコリーが指定野菜に追加されることに伴い、規程の改正やシステムの変更等の準備を進めました。また、令和7年度補正予算において加工・業務用野菜の生産拡大対策として措置された国産野菜周年安定供給強化事業を迅速かつ的確に実施しました。さらに、砂糖及びでん粉関連では、砂糖勘定の収支改善策として異性化糖からの調整金徴収額の拡大等が図られる中、調整金の徴収等の業務を円滑に実施するとともに、国内産糖の検査要領の改正等制度運用の改善に取り組みました。

また、農畜産物をめぐる国内外の情勢が変化する中、関連情報を収集し、広く提供する業務の重要性が一段と高まっています。今後も、国内外の関係者との対面による情報交換や取材・調査のほか、海外に職員を派遣し情報収集体制を強化するなど、これまで蓄積したさまざまなツールやパイプを活用して、海外を含めた農畜産物の需給・価格の動向、我が国の農畜産物の輸出可能性や輸出促進に関する先進事例等について情報収集、整理・分析を行い、ホームページや情報誌等を通じて発信していきます。なお、SNS も活用して農畜産物の生産・流通・消費についての理解の促進に努めたいと考えております。

一方、組織運営については、部署の統合等の組織再編を行い、より機能的で効率的な組織体制の整備を進めました。また、女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、令和6年3月の「えるぼし認定」（女性活躍推進）に続き、令和7年10月には「くるみん認定」（次世代育成支援）を取得しました。また、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、業務手続のオンライン化や内部管理のデジタル化等の対応を着実に進め、生産者や事業者の事務手続の軽減や効率的かつ円滑な業務運営に努めるとともに、ガバナンスの充実・強化に引き続き取り組みつつ、取り巻く情勢の変化に対応し、その責務を果たすことができるよう、役職員一同全力で取り組む考えです。

本事業報告書が、a l i c のさまざまな活動についてご理解をいただく一助になることを願っております。

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 天 羽 隆



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（独立行政法人農畜産業振興機構法 第3条）

a l i cは、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容

- ア 肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための肉用牛及び肉豚についての交付金の交付
- イ 加工原料乳生産者の経営の安定等を図るための生産者補給交付金等及び集送乳調整金の交付
- ウ 国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の輸入、売渡し、交換及び保管
- エ 内外価格差の調整を図るための機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- オ 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業（畜産業振興事業）への補助
- カ 肉用子牛生産者の経営の安定を図るための肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付
- キ 野菜生産者の経営の安定等を図るための指定野菜についての生産者補給交付金等の交付
- ク 野菜生産者の経営の安定等を図るためのあらかじめ締結した契約に基づき指定野菜を確保する場合における交付金の交付
- ケ 野菜価格安定法人が行う業務への補助
- コ 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業（野菜農業振興事業）への補助
- サ 砂糖の価格調整を図るための輸入に係る指定糖・異性化糖等及び輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し
- シ さとうきび生産者の経営の安定を図るための甘味資源作物交付金の交付及び国内産糖製造事業の経営の安定を図るための国内産糖交付金の交付
- ス でん粉の価格調整を図るための輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
- セ かんしょ生産者の経営の安定を図るためのでん粉原料用いも交付金の交付及び国内産いもでん粉製造事業者の経営の安定を図るための国内産いもでん粉交付金の交付
- ソ 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供

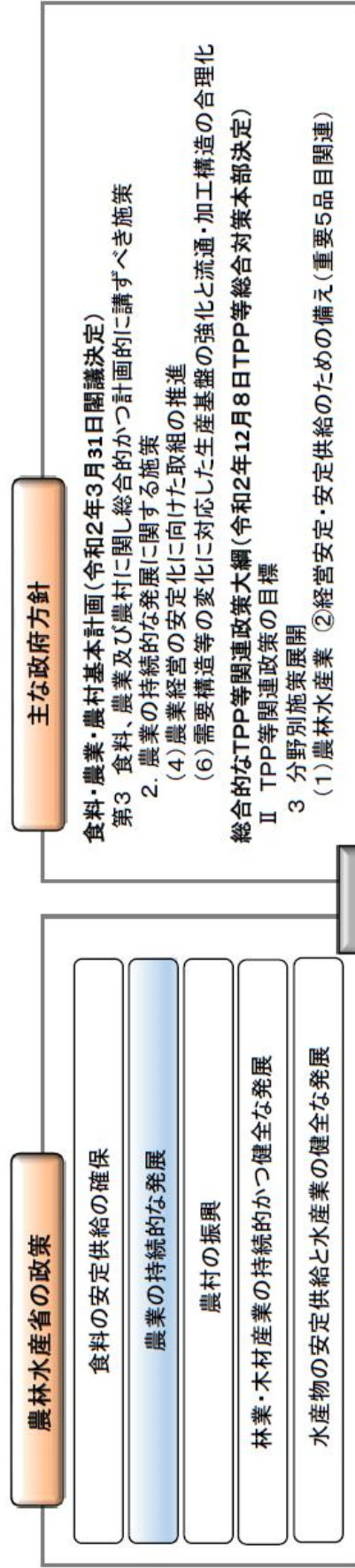
3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

（独立行政法人農畜産業振興機構中期目標より抜粋）

a l i c は、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象とした、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整のための業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助業務、情報収集提供業務等の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するという役割を担っています。

（参考）図1 独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

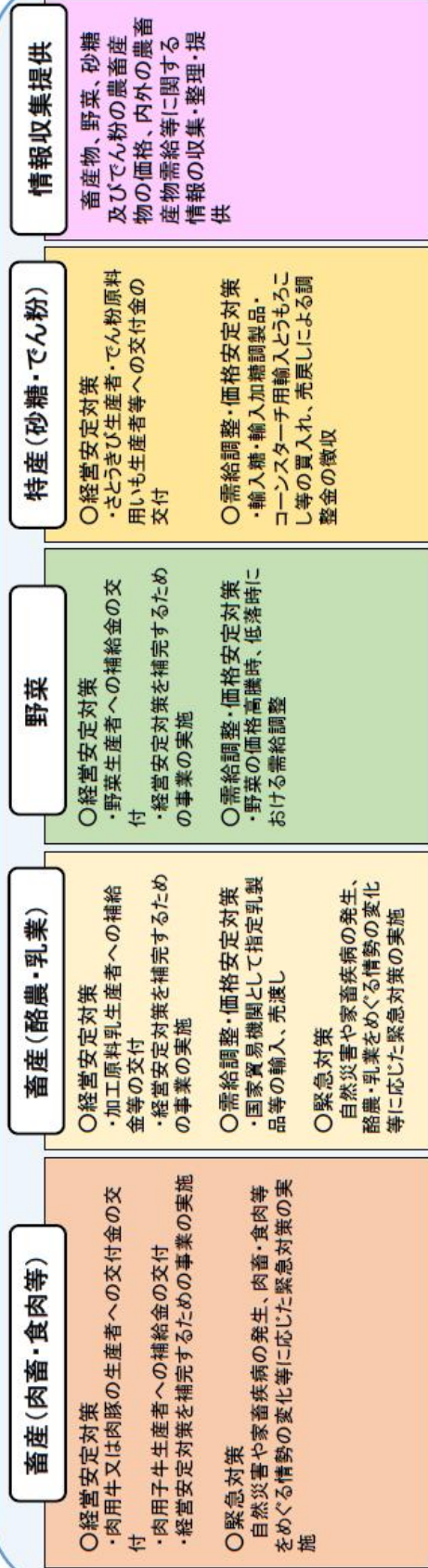
独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図



農畜産業振興機構の役割

(機構の目的)

畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与する。



4 中期目標

(1) 第5期（令和5年度～令和9年度）中期目標の概要

国内における農畜産物・食品については、消費者の低価格志向が続く上に、今後本格的な少子高齢化・人口減少により消費の減少が見込まれています。また、農業分野においても農業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も農業者の大幅な減少が見込まれる中で、生産基盤が損なわれることに加えて、大規模災害、家畜疾病等の被害が我が国の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな脅威による経済活動への影響が懸念されています。このため、国は食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）を決定し、国内の需要にも、輸出にも対応できる国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、需給の変化に対応した生産・供給体制を構築する等、食料安全保障の確立を推進することとしています。

基本計画決定以降では、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴う飼料価格の高騰等が我が国の食料や農畜産業の現場に甚大な影響を及ぼしています。また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）では、高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続的な発展に向けた競争力の強化や農業者の所得向上を実現するため、農業分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進することとしています。

以上のような農政をめぐる時代の転換にあつては、a l i cが実施する農畜産物を対象とした、経営安定対策や需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集提供業務等が国の施策の推進にとって一層重要となっていることから、a l i cは引き続き、国との連携強化を図りつつ、機動的かつ効率的に業務を実施することにより、国民の期待と信頼に応え、本中期目標の達成を図ることが求められています。

中期目標の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

セグメント	主な目標
畜産（肉畜・食肉等）関係	(1) 経営安定対策 畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用子牛、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付、肉畜・食肉等に係る補助事業等を実施 (2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者

	への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施
畜産（酪農・乳業） 関係	（１）経営安定対策 酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、加工原料乳についての交付金の交付、酪農・乳業に係る補助事業等を実施 （２）需給調整・価格安定対策 指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を実施 （３）緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施
野菜関係	（１）経営安定対策 生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付や野菜の振興に資するための事業等を実施 （２）需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業を実施
特産関係（砂糖・ でん粉）	（１）経営安定対策 地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、交付金の交付等を実施 （２）需給調整・価格安定対策 制度の円滑な運用を図るため、制度の周知・浸透を図るとともに、砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るための調整金の徴収を実施
情報収集提供	農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、情報収集提供業務を実施

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

a l i c の理念を表した「行動憲章」及び運営上の方針・戦略等は、以下のとおりです。

(1) 行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構

行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構は、我が国の農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民の消費生活の安定に寄与するという使命を担っている。

a l i c 役職員は、こうした使命を果たすに当たり、公的資金を用いて国民生活において重要な農畜産物の安定供給を確保するという責務とその説明責任を深く自覚し、誇りと緊張感をもって業務に臨むとともに、農畜産物の生産・消費の現場に目を向けつつ、以下の指針に基づき、国民へのより良いサービスの実現に最善を尽くす。

- 1 法令と社会規範を遵守し、高い倫理観を保持する。
- 2 効率的かつ的確に業務を遂行する。
- 3 幅広い専門知識やノウハウを、蓄積・継承する。
- 4 真摯なコミュニケーションを通じ、職場内外での連携を深める。
- 5 情勢の変化に常に注意を払い、柔軟かつ迅速に対応する。

(2) 運営上の方針・戦略等

農畜産業を取り巻く国内外の環境の変化が生じている中で、我が国の農畜産業は、持続的発展に向けてその体質強化と成長産業化を進めることが喫緊の課題となっています。こうした中で、a l i c の実施する牛・豚マルキン制度の国内生産者向けの経営安定対策や乳製品の輸入売買、野菜の価格安定制度、砂糖の価格調整制度などの需給調整・価格安定対策等の業務は、我が国の農畜産業の生産基盤強化の根幹となるものであり、その執行に万全を期すとともに、近年多発する自然災害や動物疾病等にも迅速かつ的確に対応することが求められています。このため、a l i c は、国との連携強化を図りつつ、機動的かつ効率的に業務を実施し、業務の執行状況を見ながら必要に応じ体制を見直すなど対応に遺漏がないよう取り組んでいくことが必要であると考えています。

また、a l i c は、農畜産物をめぐる国内外の情勢が変化する中、海外を含めた農畜産物の需給・価格の動向や、我が国の生産者の経営安定に資する情報を収集しています。特に、情報収集が困難な中国においては、現地大学等との連携を強化し、情報収集・提供を行っています。また、国内外の関係者との情報交換や現地調査を実施し、これまで蓄積したさまざまな関係機関とのネットワークを活用して、ニーズに即した内外の情報収集に努めたいと考えております。

6 中期計画及び年度計画

a l i c は、中期目標を達成するための中期計画と、これに基づく年度計画を作成しています。第5期（令和5年度～令和9年度）中期計画、令和7年度計画及び業務実績の概要は表1のとおりです。

中期計画及び年度計画の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

中期計画、令和 7 年度計画及び業務実績の概要

中期計画の概要		令和 7 年度計画の概要	令和 7 年度の業務実績の概要
第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務			
（1）経営安定対策			
◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書提出期限から 35 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付）	◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付）	・ 販売確認申出書の提出期限から全て 35 業務日以内に交付（1 万 2, 455 件）
◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書提出期限から 30 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付）	◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付）	・ 本年度は標準的販売価格が標準的生産費を上回ったため、交付金交付の実績なし
◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 14 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 14 業務日以内に交付）	◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 14 業務日以内に交付）	・ 指定協会からの交付申請受理日から全て 14 業務日以内に交付（202 件）
◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明会等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明会等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明会等の実施により効率的かつ効果的に実施）	・ 第 2 の 6 参照
（2）緊急対策			
◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定） 【困難度：高】	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定）	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定）	・ 令和 7 年 6 月から発生したトカラ列島近海を震源とする地震に対する畜産支援対策として、緊急的な避難に伴う家畜の輸送等を支援する事業、令和 7 年 8 月から 9 月までの豪雨及び暴風雨により被害を受けた畜産農家における畜舎の補改修や粗飼料の代替飼料の購入を支援する事業及び令和 7 年度補正予算で措置された和牛肉の新規需要開拓等の取組を支

中期計画の概要		令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
			援する事業等の緊急対策(延べ7事業)について、国からの要請文受理後、いずれも事業実施要綱を18業務日以内に制定又は改正
2 畜産(酪農・乳業)関係業務			
(1) 経営安定対策			
◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から18業務日以内に交付)	加工原料乳生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から18業務日以内に交付)	加工原料乳生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から18業務日以内に交付)	対象事業者等からの交付申請受理日から全て18業務日以内に交付(135件)
【重要度：高】		加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付(概算払請求書受理日から14業務日以内に交付)	本年度は加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を上回ったため、補填金交付の実績なし
【重要度：高】		畜産業振興事業(酪農対策)に係る補填金の交付(概算払請求書受理日から14業務日以内に交付)	第2の6参照
◇ 畜産業振興事業(補完対策)の効率的かつ効果的な実施(新規・拡充事業は事業説明会等の実施により効率的かつ効果的に実施)	畜産業振興事業(補完対策)の効率的かつ効果的な実施(新規・拡充事業は事業説明会等の実施により効率的かつ効果的に実施)	畜産業振興事業(補完対策)の効率的かつ効果的な実施(新規・拡充事業は事業説明会等の実施により効率的かつ効果的に実施)	
(2) 需給調整・価格安定対策			
◇ 指定乳製品等の輸入・売買	国家貿易機関として国から通知を受けた指定乳製品等の全量の輸入入札	国家貿易機関として国から通知を受けた指定乳製品等の全量の輸入入札	国から通知を受けた数量(13万7,202トン)の全量について、輸入入札を実施
◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売買(輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内の売渡し)	指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売買(輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内の売渡し)	指定乳製品等について国が指示する方針による売渡計画の数量の売渡入札の実施	四半期毎に農林水産省畜産局長へ届け出る売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳等の売渡入札を実施(1万5,103トン)
		指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売渡し(輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内の売渡し)	指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況には至らなかったため、当該輸入・売渡しの実績はなし
(3) 緊急対策			
◇ 緊急対策の実施(国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定)	緊急対策の実施(国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定)	緊急対策の実施(国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定)	令和7年8月から9月までの豪雨及び暴風雨により被災した酪農経営体及び年末年始の不必要期の生乳需給の安定に万全を期すことか
【困難度：高】			

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
		ら、生乳の出荷調整や近年の猛暑に対応するため暑熱対策に取り組む酪農経営体を支援する等の緊急対策事業（延べ7事業）について、国からの要請文受理後、全て18業務日以内に事業実施要綱を改正 ・ 特に、年末年始の不必要期の生乳需給の安定を図る緊急対策事業については、近年の猛暑の影響により生乳生産がずれ込み、年末年始の不必要期において生乳廃棄が生じるおそれがあったことから、事業実施主体との連携を図り、短期間で事業を開始。さらに、不必要コア期（12月20日～1月8日）開始までの短期間に事業実施主体と連携して酪農経営体への事業周知や参加申込書の取りまとめ等を迅速に行った結果、昨年度を上回る675酪農経営体が911トンの生乳出荷調整を果たし、不必要期の適正な余乳処理に寄与
3 野菜関係業務		
(1) 経営安定対策		
◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から11業務日以内に交付）【重要度：高】 ◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から20業務日以内に交付）【重要度：高】 ◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等の助成金の交付（交付申請受理日から11業務日以内に交付）【重要度：高】	◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から11業務日以内） ◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から20業務日以内に交付） ◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等の助成金の交付（交付申請受理日から11業務日以内に交付）	・ 交付申請のあった502件のうち2件を除く500件に対し、登録出荷団体等から同申請を受理した日から11業務日以内に交付 ・ 登録出荷団体等からの交付申請受理日から全て20業務日以内に交付金等を交付（65件） ・ 都道府県野菜価格安定法人からの交付申請受理日から全て11業務日以内に助成金を交付（401件）

中期計画の概要		令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
◇ セーフティネット対策の適切な対応	◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◇ セーフティネット対策の適切な対応	- 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、令和8年から収入保険と野菜価格安定制度の重複加入ができない旨及び留意事項等を説明・周知 - 登録出荷団体・都道府県野菜価格安定法人等からの照会に適切に対応 - 農協担当者等からの要望を踏まえ、生産者等にとって分かりやすい野菜価格安定制度のパンフレットを新たに作成しホームページに掲載したほか、現地調査等の関係者にパンフレットを配布し、本制度の役割等を説明 - 契約野菜収入確保モデル事業及び国産野菜周年安定供給強化事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、事業説明を実施 - 令和7年度補正予算で措置された国産野菜周年安定供給強化事業（補正予算分）の公募について、ホームページ、農業紙への広告掲載など幅広く事業内容の周知を行いながら、12月17日から1月9日に実施後、事業要件変更に伴う追加公募を1月27日から2月2日に実施。さらに、年度内に事業を遂行するため、採択者3件に対し、WEBにて事務手続き等に関する説明会を実施し、年度内に全件を交付決定
(2) 需給調整・価格安定対策			
◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	緊急需給調整事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、事業内容等を周知

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
		- 野菜需給情報等交換会メンバー等に野菜の需給について情報提供し、生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識を醸成 - 農林水産省、団体等と連携し、緊急需給調整事業を適時に実施したほか、野菜需給情報等交換会においてその実施状況等を報告
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務		
（１）経営安定対策		
◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】 ◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） ◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	- 対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書受理日から全て8業務日以内に交付（240件） - 対象国内産糖製造事業者からの交付申請受理日から全て18業務日以内に交付（172件） - 国内産糖製造事業者（以下「製糖会社」という。）が国内産糖交付金の交付申請を行うに当たり、製造した国内産糖が農林水産省令に定める規格を満たしたものであることを証明するための糖度検査について、昨今の資材費や人件費の高騰により、検査機関から費用負担者である製糖会社に対し、糖度検査料の大幅な値上げの打診があったことを背景に、製糖会社が加盟する業界団体から機構に対し、検査方法の見直しの要請があったため、機構は、検査機関と連携し、検査精度の維持に関する検証を行った上で、機構が定める国内産糖検査要領を一部改正して検査単位を原則100トン毎から原則運搬船一隻毎に拡大する見直しを実施

中期計画の概要		令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図る	◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図る	◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図る	- ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、さとうきび生産者等を対象として価格調整制度の必要性等を生産地等において情報発信 - 交流機会の少ない鹿児島・沖縄両県の関係者が一堂に会してさとうきび生産に関する様々な課題を検討する「さとうきび・甘蔗糖関係検討会」を鹿児島県で開催
◇ どん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ どん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ どん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付）	対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書受理日から全て8業務日以内に交付（56件）
◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請受理日から全て18業務日以内に交付（83件）
(2) 需給調整・価格安定対策			
◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）	◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）	◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）	- ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、「第20回食育推進全国大会」等において、機構が作成したパンフレットの配布やパネルの展示を実施 - 機構職員が自ら講師となって出前講座を実施し、高校生を対象とした講義のほか、栄養学を専攻する大学生に対しては、精糖工業会とのタイアップによる実施 - 令和6年1月から13年ぶりに再開した国内産異性化糖の売買手続について、業界団体や売渡申込者から、事務負担が増加したことに伴う納付期限等の緩和について強い要望があったため、機構が主体となり、農林水産省や業界

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
		団体と協議・調整を重ね、規程の改正、業界団体への説明、システムの改修及び売渡申込者への個別の案内を行った上で、令和7砂糖年度（令和7年10月）から、調整金の納付期限の緩和措置（上期分：当月25日→月末、下期分：翌月10日→翌月15日）及び納付手続の簡素化（上期分について下期分と合わせて納付する選択制を導入）を実施 ・ 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、全て翌月の15日までに公表
5 情報収集提供業務		
◇ 情報収集の的確な実施	◇ 情報検討委員会における意見等を踏まえた調査テーマの重点化 ◇ 海外における情報収集体制の整備	・ 情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報を提供 ・ 同委員会を前年度に引き続き第3四半期に開催し、委員からの意見を踏まえ令和8年度の調査テーマの重点化を実施 ・ 令和8年度からは、重点テーマをキーワード化し、より柔軟に情報収集及び提供業務ができるよう工夫 ・ 米国、豪州及び台湾における関係機関（米国食肉輸出連合会、豪州食肉家畜生産者事業団及び台湾中央畜産会）との定期会合により、連携を強化 ・ 利用者ニーズの高まりや、需給動向に関する情報の重要性が増していると考えられる情報

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
◇ 需給等関連情報の迅速な提供（需給関連情報は情報収集から8業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）	◇ 需給等関連情報の迅速な提供（需給関連情報は情報収集から8業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）	について、関係機関と連携し、現地調査を実施（①中国における穀物の需給動向について、中国農業大学との共同現地調査、②中国の酪農について、内蒙古财经大学の研究者との共同現地調査、③豪州での日本向け牧草輸出現場の調査、④米国のアニマルウェルフェアの取組状況について、現地業界団体と連携した現地調査） ・ 日本貿易振興機構（JETRO）駐在員による関係機関との密な連携により、令和7年11月にスペインで発生したアフリカ豚熱（ASF）に関する情報を現地業界関係者から入手し、国内関係者に迅速に提供
◇ 需給等関連情報の迅速な提供（需給関連情報は情報収集から8業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）		・ 需給等関連情報1,127件の全てを情報収集から期間内に公表 ・ 情報利用者等から133件の問合せがあり、全て翌業務日以内に対応 ・ 情報利用者等のニーズが非常に高いと思われる事案として、令和7年4月に公表されたトランプ政権による関税政策の動向（5本）や、スペインにおいて発生したアフリカ豚熱（ASF）に関する情報（2本）について、速やかにホームページに公表。また、国を横断した情報提供に関する需要がある中、カナダ、メキシコ、スペイン、ブラジル、中国における豚肉需給について、他国や世界全体の需給への影響も含めて、初めて「a l i c eセミナー」において説明。加えて、食料供給困難事態対策第4

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
◇ 情報提供の効果測定等（アンケート調査による情報利用者の満足度を5段階中4.0以上の評価） ◇ ホームページでの情報提供の充実等	◇ 情報提供の効果測定等（アンケート調査による情報利用者の満足度を5段階中4.0以上の評価） ◇ ホームページでの情報提供の充実等	条の規定に基づき農林水産省が実施している、特定食料等に係る民間在庫の実態等の調査（令和6年度総合的な備蓄体制の推進に向けた民間在庫緊急調査事業）について、機構は、農林水産・食品の知見やネットワークを有する民間調査会社2社とコンソーシアムを組み本調査を受託し、特定食料の調査対象品目12品目のうち牛肉、豚肉、鶏肉、液卵、粉卵、バター、砂糖について、より多くの企業や業界団体に対する調査を実施。限られた調査・集計期間で、機構の知見とともに民間調査会社のノウハウ等も積極的に活用し調査結果を取りまとめ、農林水産省に報告 - 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、各分野の情報誌の読者を対象にアンケート調査を実施（回答1,403件）し、その集計結果は5段階評価で4.1 - アンケート調査結果や情報検討委員会における意見等を踏まえた記事を掲載
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 業務運営の効率化による経費の削減 ◇ 業務経費の削減（対前年度比1％減） ◇ 一般管理費の削減（対前年度比3％減）	◇ 業務経費の削減（対前年度比1％減） ◇ 一般管理費の削減（対前年度比3％減）	- 業務経費（附帯事務費）予算額は、対前年度比の毎年度平均で1.0％を抑制 - 一般管理費（人件費等を除く）予算額は、対前年度比の毎年度平均で3.0％を抑制
2 役職員の給与水準の検証		
3 調達の合理化		
4 業務執行の改善		

中期計画の概要		令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
◇ 業務執行の改善、第三者機関による点検・評価、点検・評価結果の業務運営への反映	◇ 業務の進行状況・実績を四半期毎に点検・評価	◇ 令和6年度実績の第三者機関による点検・評価	- 年度計画を具体化するための工程表を年度初めに策定し、これに基づき四半期毎に各部において点検を行うとともに、半期毎のヒアリングにおいて、工程表の内容と実績を比較し、業務の進捗状況等の点検を実施 - 令和7年6月に外部専門家・有識者からなる機構評価委員会を開催し、令和6年度業務実績に関する自己評価について点検・評価を実施 - 業務運営に反映させる必要がある点検・評価結果の事項はなし
5 機能的で効率的な組織体制の整備			
☆ 機能的で効率的な組織体制の整備	☆ 機能的で効率的な組織体制の整備		- より効率的な業務運営を進める観点から、総務部総務課と企画調整部広報消費者課を総務部総務広報課に統合するとともに、特産業務部を特産運営部と名称を変更し、特産調整部管理課を特産運営部に移管し、運営管理課とする再編を実施 - より効率的な組織体制の整備を更に進めるため、令和8年度に野菜振興部需給業務課の業務を目的別に既存の課に振り分け、野菜セグメントの組織体制を2部6課体制から2部5課体制に再編することを組織的に確認 - 令和6年度において組織的に確認した特産運営部特産製品課及び特産原料課の統合について、地方事務所との連携等の実務面での課題を再検証し、連携強化について新たな取組も実施する等の対応を行った上で、当初の方針

中期計画の概要		令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
			どおり令和8年度に統合することを決定
6 補助事業の効率化等			
◇ 公募による事業実施主体の選定	◇ 公募による事業実施主体の選定	◇ 公募による事業実施主体の選定	- 令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算に係る畜産業振興事業（延べ10事業）並びに野菜農業振興事業（3事業）について、事業実施主体の選定に当たっての公募を実施 - 畜産部門では、畜産業振興事業において、新規・拡充事業（7事業）に係る事業実施主体に対する事業説明会等（肉畜6回、酪農9回、計15回）を実施。継続事業についても、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜15回、酪農17回、計32回）及び現地確認調査（肉畜41回、酪農9回、計50回）を実施 - 野菜部門では、野菜農業振興事業における新規・拡充事業（2事業）に係る事業実施主体に対する事業説明会（8回）を実施。継続事業についても、事業実施主体に対する事業説明会（3回）及び現地確認調査（4回）を実施 - 畜産業振興事業における施設整備事業について、コスト分析の評価基準を満たしている46件を採択。なお、費用対効果分析による採択実績はなし - 事業の要領及び実施計画の承認並びに補助金の交付決定について、事業実施主体からの申請等受理後、全て10業務日以内に実施（畜産分野653件、野菜分野103件、計756件）
◇ 事業説明会、現地確認調査等の実施	◇ 事業説明会、現地確認調査等の実施	◇ 事業説明会、現地確認調査等の実施	
◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	
◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）	◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）	◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）	
◇ 補助事業について、達成状況等の自己評価、第三者機関による補助事業の審査・評価、必要に	◇ 補助事業の達成状況の自己評価	◇ 補助事業の達成状況の自己評価	補助事業の的確な進捗管理とともに、令和6年度の各事業の達成状況等について自己評価

中期計画の概要		令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
応じた業務の見直し		◇ 第三者機関による事業の審査・評価 ◇ 必要に応じた業務の見直し	を実施 - 令和7年7月に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を実施 - 業務の見直しが必要な指摘事項について対応方針を決定し、業務の見直しに向けた取組を実施
7 デジタル化の推進による業務の効率化			
◇ 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進	◇ 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進		- 前年度に引き続き機構内の若手職員で構成する横断的なプロジェクトチーム（DX検討チーム）の活動を継続し、機構の内部管理事務の効率化、簡素化、ペーパーレス化等による生産性向上の取組として、Microsoft365のRPA化ツール等を積極的に活用していくことを機構内に提案 - RPA化ツール等で効率化等が可能な作業の聞取りを行い、18件の作業について、RPA化等を実施
◇ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備	◇ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等を踏まえた体制整備		- PMOがPJMOと引き続き連携し、各情報システムが抱える技術的な課題等に対する支援及び助言を合計52件実施 - PMOによる支援が特に必要と認められる情報システム4件を選定して伴走支援を行うこととし、PJMOがベンダー等と実施する打合せへの同席（33回）、更改等に向けた計画の策定など、技術的な支援を実施
8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制			
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
☆ コンプライアンスの推進	◇ 内部監査の実施	内部監査年度計画に基づき、対象とした4部署の所掌業務、法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策に係る業務システム等の運用について、内部監査を実施
	◇ リスク管理の取組の推進	令和7年5月にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議
	◇ 個人情報保護対策の実施	- 令和7年12月に役職員を対象として、機構全体のリスク管理の取組の実効性を高めることを目的に、動画視聴等による研修を実施 - 個人情報保護制度等の運用に関するオンライン研修会(総務省)を職員7名が受講。また、新規採用職員や派遣職員等を対象に周知を実施 - コンプライアンスに関する認識度調査を実施し、個人情報の漏えい防止のための対応が適切に行われていることを確認(令和7年7月) - 個人情報の適正な取扱いのための研修を個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者が受講(令和7年12月～令和8年2月) - 個人情報保護管理担当者及び特定個人情報等取扱者(各課長)を対象に、個人情報の取扱いに関する自己点検を実施(令和8年2～3月) - 個人情報保護法等に基づく監視・監督等に関するオンライン説明会(個人情報保護委員会)に職員22名が出席(令和8年2月)
	◇ コンプライアンスの推進	令和7年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の適切な運営、月2回の「なんでも相談デー」、研修、

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
		認識度調査、自己点検及び「コンプラライセンス推進週間」(5月、11月)における各種取組を実施 令和8年3月にコンプラライセンス委員会を開催し、令和7年度の取組実績等を報告するとともに、令和8年度の推進計画について審議の上、策定
2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) ☆ 職員の人事に関する方針 (業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置)	☆ 職員の人事に関する方針 (業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置)	- 人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を実施 - 人事管理の根幹を成す3つの規程の見直し (①各セグメントのスペシャリストの育成を図るため、法人と職員が明確な将来像をもつて意欲的に業務に取り組めるよう、人事管理・人材育成に関する指針 (キャリアパス) を見直す。②より適正な人事評価に資するよう、人事評価シートを評価者が目標項目ごとに被評価者を評価できるよう変更。③組織再編に伴う課の削減を踏まえ、より能力評価に基づき昇任が行えるよう課長への昇任基準を見直す。) 9名の新規採用及び1名の経験者採用を実施するとともに、令和8年4月の新規採用及び経験者採用の選考を実施。 - 機構の知名度向上を目的とした採用パンフレットを作成し、送付希望のあった大学のキャリアセンター等に送付。令和9年度新規採用に向け、昨年度から実施している3大学に加

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
☆ 業務運営能力等の向上 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組の推進	☆ 業務運営能力等の向上 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定」の継続及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組の推進	えて、新たに関東以外の地域の大学を含む3大学のキャリアセンターの支援を受けて、計10回（前年は4回）の業界研究会等に参加し、機構の業務内容を説明。前年から実施しているオープンカンパニーについては、当初4回開催予定だったところ、反響が大きかったため計6回（前年は3回）に増やして開催し、47名（前年は25名）の学生が参加して、先輩職員との座談会や職場見学を実施（平均満足度4.83（5点満点）） ・ 「えるぼし認定」に係る行動計画に基づいた実績を令和8年2月に女性の活躍推進企業データベースに公表 ・ 令和7年5月に東京労働局にくるみん認定の申請を行い、令和7年4月の次世代育成支援対策推進法改正に伴い、認定基準等が改正された（男性労働者の育休取得率が10%以上から30%以上に引き上げなど）ため、経過措置としての旧基準による「くるみん認定」となると見込んでいたものの、行動計画期間（令和3年4月1日～令和7年3月31日）の取組が新基準を上回るものであったことから、令和7年10月8日に新基準の「くるみん認定」の通知を受け、厚生労働省の「両立支援のひろば」にくるみん認定取得について公表 ・ 育児・介護休業等実施規程を改正し、令和7年度から、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を目的として、

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
		子を養育するための部分休業の対象を小学1年生までとし、令和8年度からは小学校3年生まで拡大 女性が活躍でき、仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備に関する職員の意識醸成を目的として、女性活躍推進研修を実施
3 情報公開の推進	◇ 情報開示及び照会事項への対応（原則翌業務日以内に対応） ◇ 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開（翌年度9月末までに公表） ◇ 生産者等への資金に係る情報公開（翌年度9月末までに公表） ◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額等の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表） ◇ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金の保有状況、今後の使用見込み等の公表	・ 情報提供した事項に対する照会については、実績なし ・ 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和7年9月末までにホームページで公表（畜産1回、野菜1回） ・ 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を令和7年9月末までにホームページで公表（畜産1回、野菜1回） ・ 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び交付金の事業別、地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について全て四半期終了月の翌月末までにホームページで公表 ・ 基金基準等に準じて定めた基準に基づき、対象基金（4基金）の名称、基金額等の基本的事項等を令和7年10月にホームページで公表
4 消費者等への広報	◇ ホームページ等での情報提供の推進	・ 広報Webマガジンのテーマや記事内容を工夫し、毎月計画どおりに発行

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
◇ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	進 ◇ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	・ 消費者コーナーのうちキッズコーナーについて、子供が利用しやすいよう、コンテンツ及びページデザインを見直し ・ SNSの活用については、前年度に引き続き、産地や生産現場に関する情報を発信。YouTube (a l i c チャンネル) においては、国産野菜の生産から出荷の実態、異性化糖の歴史や活用状況等を視聴者に分かりやすく伝える動画を公開 ・ アンケート調査の集計結果は5段階評価で4.4 ・ 消費者等との意見交換会について、「未来につなぐ発想力〜国産でん粉を使った『食べられる器』まると野菜を使った『食べられるスプーン〜』と題し、食品メーカー及び機構職員が登壇し、でん粉を活用した企業の取組、a l i c 関連事業等の紹介を通して意見交換を実施 ・ a l i c セミナーについては、YouTube (a l i c チャンネル) を利用して海外（ニューヨーク、ブリュッセル、シドニー）から現地の最新情報を発信。また、新たな取組として、職員による講演（「世界の豚肉需給を読み解く〜カナダ、メキシコ、スペイン、ブラジル、中国の現場から〜」）を対面・オンライン配信のハイブリッドで開催 ・ 「第20回食育推進全国大会」等に参加し、来場者に対し、機構業務や農畜産物の正しい知識等に関する情報を発信

中期計画の概要		令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
5	情報セキュリティ対策の向上		
◇	情報セキュリティ対策の改善	◇ 情報セキュリティ対策の改善	- 令和7年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき以下の取組を実施。 ① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メール訓練等を実施 ② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施 ③ 情報セキュリティ対策等について、ポツポツ形式で役職員に対し随時周知 ④ 情報システムを対象に、情報セキュリティ対策を維持・強化するためのセキュリティ診断及びヒアリングを実施 ⑤ サイバー攻撃や不正アクセスに対する対策として、外部ファイアウォール、プロキシサーバー、IPSによる外部監視サービス等の運用を継続 ⑥ NISCが令和5年度に実施した情報セキュリティ監査(ペネトレーションテスト)のフォローアップ対応を完了 - 情報セキュリティ委員会を開催し、令和7年度情報セキュリティ対策の実績を報告するとともに、令和8年度情報セキュリティ対策推進計画を同委員会です承(令和8年3月)
6	施設及び設備に関する計画		
7	積立金の処分に關する事項		

中期計画の概要	令和7年度計画の概要	令和7年度の業務実績の概要
8 長期借入れを行う場合の留意事項		

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

a l i c の主務大臣は、独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「機構法」という。）に基づき、農林水産大臣となっております。

② ガバナンス体制図

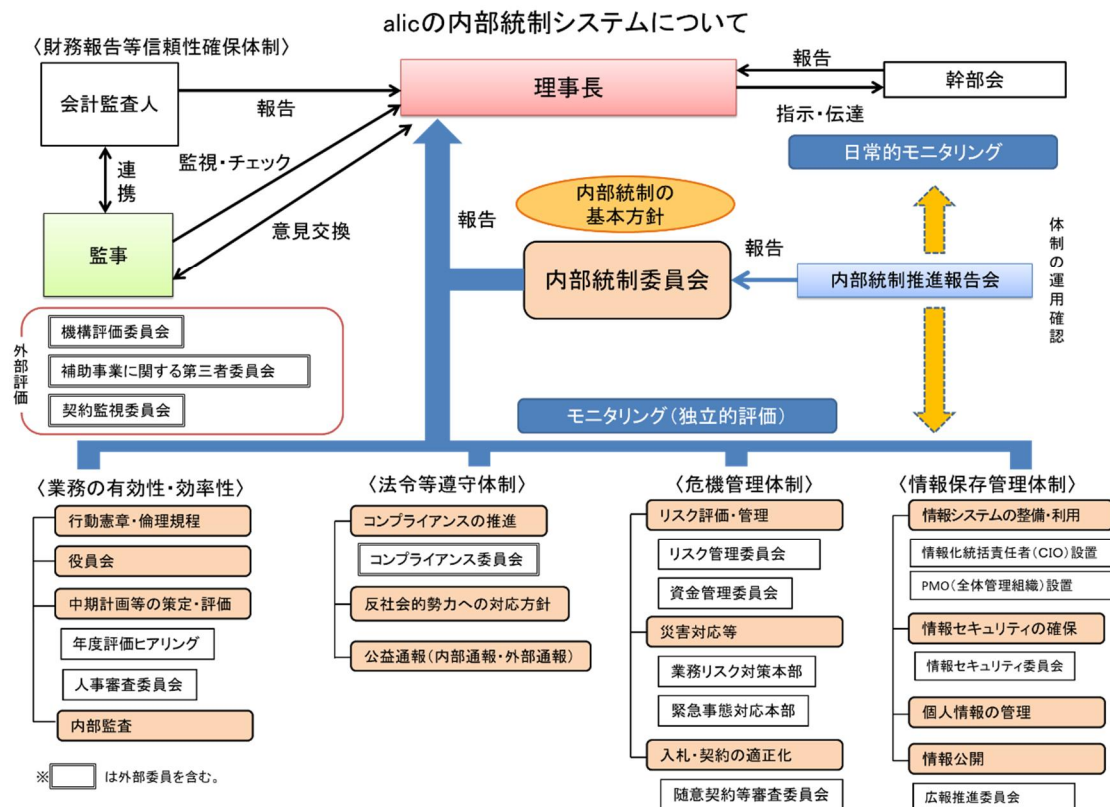
平成 26 年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の一部改正等を踏まえ、業務方法書の一部改正を行い、これに基づき平成 27 年に内部統制に関する基本方針を制定しました。同方針では、役職員の職務の執行を関係法令に適合させるなど a l i c の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を、次図のとおり整備しています。

この内部統制システムによるガバナンスとして、内部統制の推進を図るための体制を整備し、内部統制の有効性を監視するために業務管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングに加え、後述の委員会等における推進状況の点検及び検討等を行うため内部統制委員会を設置するとともに、①業務の有効性及び効率性の確保、②法令等の順守、③危機管理、④情報保存管理を軸に体制を整備し、それぞれに設置した委員会等によりモニタリング（独立的評価）を行っています。

また、内部統制の有効性のチェックのため、通則法に基づく監事及び会計監査人の監査に服するとともに、a l i c 独自の対応として、毎年の事業の実績や補助事業の執行、契約の実施状況について、外部の有識者に評価・点検を受けるための仕組みを設けることで、業務の遂行に際しての P D C A サイクルの徹底を図っています。

内部統制システムの整備に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/about-alic.html>



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和8年3月31日現在)

役職	氏 名	任期	担当	経 歴
理事長	あもう たかし 天羽 隆	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日		昭和61年4月 農林水産省入省 令和3年7月 林野庁長官 令和4年6月 農林水産省退職
副理事長	せしま ひろこ 瀬島 浩子	令和5年10月1日 ～ 令和9年9月30日	機構業務の全般・ 業務監査室担当	昭和59年4月 畜産振興事業団入団 平成31年4月 農畜産業振興機構参与(調査情報部) 令和元年9月 農畜産業振興機構退職 令和元年10月 農畜産業振興機構総括理事
総括理事	とくだ けいし 得田 啓史	令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日	地方事務所関係業 務の総括・総務部・ 経理部・企画調整 部担当	平成4年4月 農林水産省入省 令和5年6月 農林水産省大臣官房付 令和5年9月 農林水産省退職(役員出向) 令和5年10月 農畜産業振興機構理事

総括理事	ふじしま ひろやす 藤島 博康	令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日	畜産関係業務の総括・酪農乳業部担当	昭和61年4月 畜産振興事業団入団 令和3年4月 農畜産業振興機構畜産振興部付 令和5年9月 農畜産業振興機構退職 令和5年10月 農畜産業振興機構理事
理 事	はしば けん 橋場 健	令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日	調査情報部担当	平成3年4月 外務省入省 令和7年7月 外務省大臣官房 兼 国際協力局(大使) 令和7年9月 外務省退職(役員出向)
理 事	おおくら たつみ 大倉 達洋	令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日	畜産経営対策部・畜産振興部担当	平成10年4月 農林水産省入省 令和7年7月 農林水産省畜産局畜産振興課畜産生産情報分析官兼 消費・安全局動物衛生課付 令和7年9月 農林水産省退職(役員出向)
理 事	ごとう ゆみ 後藤 由美	令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日	野菜業務部・野菜振興部担当	平成3年4月 畜産振興事業団入団 令和7年9月 農畜産業振興機構総括調整役 畜産経営対策部長兼務 令和7年9月 農畜産業振興機構退職
理 事	たまはら まさあき 玉原 雅史	令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日	特産運営部・特産調整部担当	平成6年4月 農林水産省入省 令和7年7月 農林水産省大臣官房付 令和7年9月 農林水産省退職(役員出向)
監 事 (常勤)	おおの しげき 大野 茂樹	令和7年10月1日 ～ 令和9年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和63年4月 住友商事(株)入社 令和7年4月 住友商事(株)国内担当役員補佐(大阪)兼 関西支社副支社長 令和7年9月 住友商事(株)退職
監 事 (常勤)	わたなべ まさかず 渡邊 雅一	令和5年6月22日 ～ 令和9年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和62年4月 明治乳業(株)入社 令和4年6月 明治飼糧(株)常務取締役 令和5年6月 (株)明治退職

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任あずさ監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人与同一のネットワークに属する者に対する、当該事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は19百万円(税込)です。

なお、当事業年度の当法人の非監査業務に基づく報酬については該当ありません。

(3) 職員の状況

令和7年度末の常勤職員数は230人(前期末226人)であり、平均年齢は41.9歳(前期末41.3歳)となっています。このうち、国からの出向者は15人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当ありません。

- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	30,555	—	—	30,555
資本金合計	30,555	—	—	30,555

令和7年度末の資本金（政府出資金）は30,555百万円であり、その内訳は畜産勘定29,965百万円、野菜勘定261百万円、肉用子牛勘定329百万円となっています。

② 目的積立金等の状況

令和7年度は、目的積立金の申請を行っていません。

積立金の取崩状況については、事業の財源に充当するため補給金等勘定において685百万円、野菜勘定において4百万円、前中期目標期間繰越積立金を取り崩しています。

補給金等勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務及びこれらに附随する業務に充てるため、令和5年6月28日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

野菜勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた自己収入財源で取得した固定資産の減価償却に充てるため、令和5年6月28日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

(6) 財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和7年度の法人単位の収入決算額は280,423百万円で、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	2,890	1.0%
国庫補助金	3,663	1.3%
その他の政府交付金	127,416	45.4%
業務収入	69,936	24.9%

その他の収入（運用収入 他）	76,519	27.3%
合計	280,423	100%

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、その他の収入があります。

収入全体の約2割を占める業務収入の内訳は、輸入乳製品売渡収入 21,652 百万円、指定糖調整金・異性化糖調整金・加糖調製品調整金収入 38,688 百万円、でん粉価格調整事業収入 9,597 百万円となっております。

輸入乳製品売渡収入は、WTO 協定に基づき、国家貿易機関としての国際約束数量（カレント・アクセス）の指定乳製品等の輸入・売渡しと国内需給に応じた指定乳製品等の追加輸入・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、指定糖・異性化糖・加糖調製品調整金収入は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき輸入される指定糖、異性化糖、加糖調製品の買入れ・売渡し、でん粉価格調整事業収入は、同法に基づき輸入されるコーンスターチ用とうもろこしの買入れ・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、その他の収入は、砂糖勘定における借入金 62,467 百万円などとなっております。

（7）社会及び環境への配慮等の状況

業務における環境配慮については「独立行政法人農畜産業振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画（令和4年度～令和12年度）」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。また、環境配慮の一環として、「クールビズ」の励行をはじめとして政府の夏季及び冬季の省エネルギーの取組に協力するとともに、ワークライフバランスの観点からも定時退勤の促進等に取り組んでいます。

この他、社会貢献活動の推進については、次世代育成支援対策推進法に基づく仕事と子育ての両立支援、女性活躍推進法に基づく管理職への女性の積極的な登用や障害者雇用促進法に基づく障害者雇用、「国民安全の日」における安全確保の取組、国土緑化運動の推進のための「緑の募金運動」への協力や農畜産業の振興に寄与する行事への後援等を行っています。

（8）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

a l i c は、国民生活上重要な農畜産物を対象に、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等を的確に実施することを通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に

寄与するという役割を担っています。

このため、事業ごとに業務システムを整備し、迅速かつ正確な業務の執行を可能とする体制を整え、これらの業務を機動的かつ効率的に実施しています。加えて、キャリアパス等の設定、女性管理職の育成、シニア層の職員の活用等を規定した人事管理・人材育成に関する指針を定め、人的資本の確保・強化に取り組んでいます。

令和7年度においてはこれらの取組を継続するとともに、業務のデジタル化の更なる進展に適切に対応できるような人材の育成に取り組みました。また、「えるぼし認定」（女性活躍推進）を継続し、更なる女性職員の能力向上・活用を図るとともに、「くるみん認定」（次世代育成支援対策推進法）を新たに取得し、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組むことで法人価値の向上及び優秀な人材確保に努めています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスク管理については、独立行政法人農畜産業振興機構リスク管理規程及びリスク管理の手引き等を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、その推進を図ることとしています。リスク管理委員会を中心とした体制の下、各部署において、その実施する業務について、あらかじめリスクとなりうる項目を列挙してモニタリングし、定期的な点検と年間の取組実績の評価・改善を行うことにより、PDCAサイクルに基づくリスク管理を行っています。

令和7年度は、リスク管理の実効性向上のため、a l i c のリスク管理の取り組み方に関する事例を交えた動画視聴等による研修を実施することにより、職員に対するリスク管理の重要性の涵養を図っています。

(参考) 図2 リスク管理のプロセス

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

デジタル社会の実現に向けた取組が一層加速し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が強く求められる中、令和7年度は、前年度に引き続き横断的なプロジェクトチーム（DX検討チーム）の活動を継続し、a l i c 全体の業務運営に係る内部管理事務の簡素化・効率化等に向けたRPAツール等の積極的な活用の推進のほか、生成AIの組織的な利活用について検討を行い、その推進のために必要な関係規程の改正や、生成AIの適正な利活用を促進するためのルールを定めました。

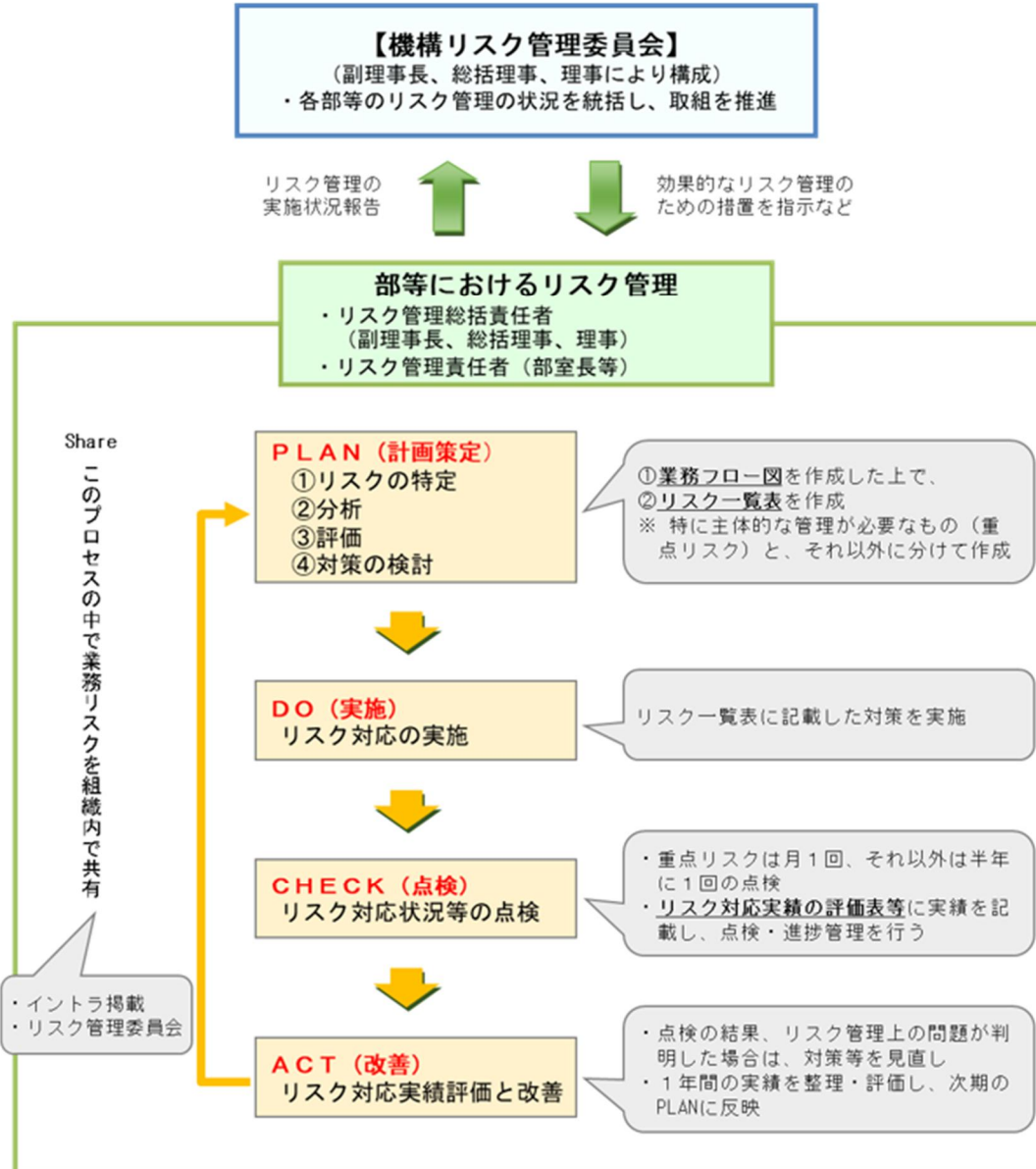
また、情報システムの統一的かつ効率的な整備及び管理を推進するため、PMOによるPJMOへの支援を積極的に行いました。

なお、情報セキュリティ対策については、外部ファイアウォールやメールセキュリティ対策ソフトの運用に加え、役職員を対象とした研修、標的型メール訓練等を実施する

などハード・ソフトの両面からの取組を継続しています。

第5期中期目標には、業務運営の効率化として業務手続のオンライン化や内部管理のデジタル化等を推進するほか、情報システムの整備及び管理について、適切に対応するための体制整備を行い、情報セキュリティ対策やD Xの推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等による体制の強化を図ることとされています。このほか、人材の育成については、研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の活躍推進に係る取組についても明記されています。これらの目標については、中期計画及び年度計画に基づき、着実に取り組むことが必要と考えています。

○リスク管理のプロセス



9 業務の適正な評価の前提情報

a l i c の事業についての理解に資するため、セグメント毎の主な事業のスキームを示します。

(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係

○肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

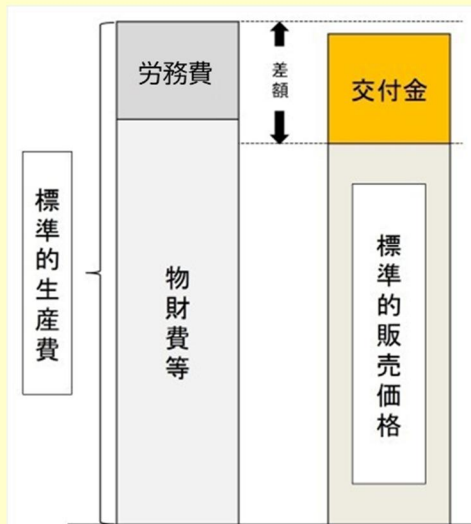
■制度の目的

牛マルキンは、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

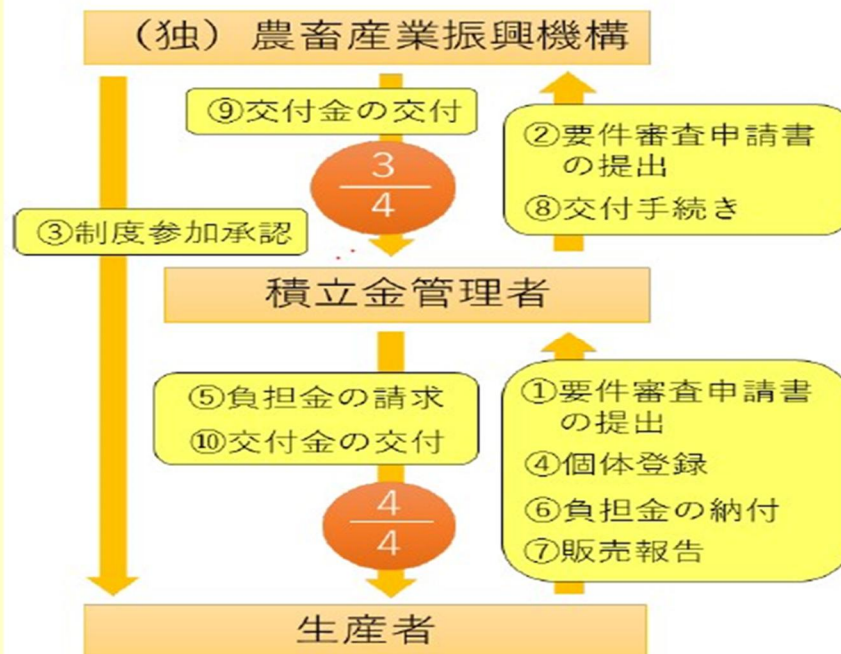
■制度の仕組み

月毎に標準的販売価格（粗収益）と標準的生産費（生産コスト）を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉用牛の生産者が積立金管理者又は機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額（国費）は、「交付金として支う額」として、機構が支払います。



■事業の流れ



【令和7年度交付実績：5,275百万円】

○肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)

■制度の目的

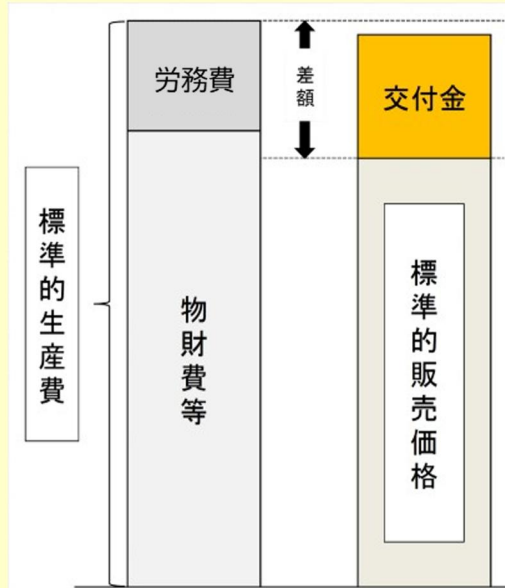
豚マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

■制度の仕組み

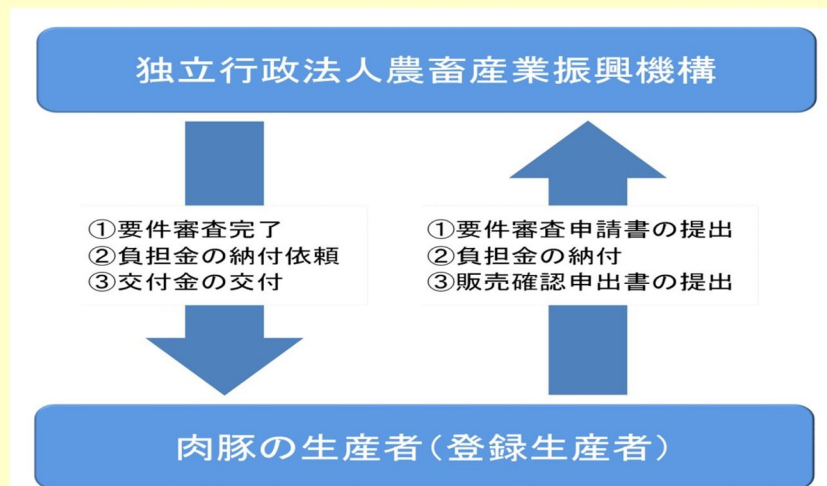
四半期毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出(注)し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉豚の生産者が機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。

(注)四半期終了時に算出し、当該四半期に交付金の交付がなかった場合には、当該年度内において次の四半期に通算して算出します。



■事業の流れ



【令和7年度交付実績：0円】

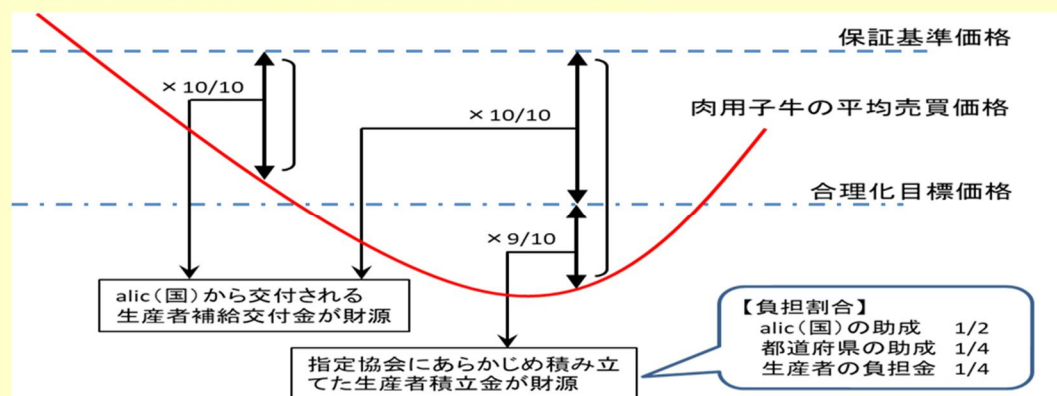
○肉用子牛生産者補給金制度

■制度の目的

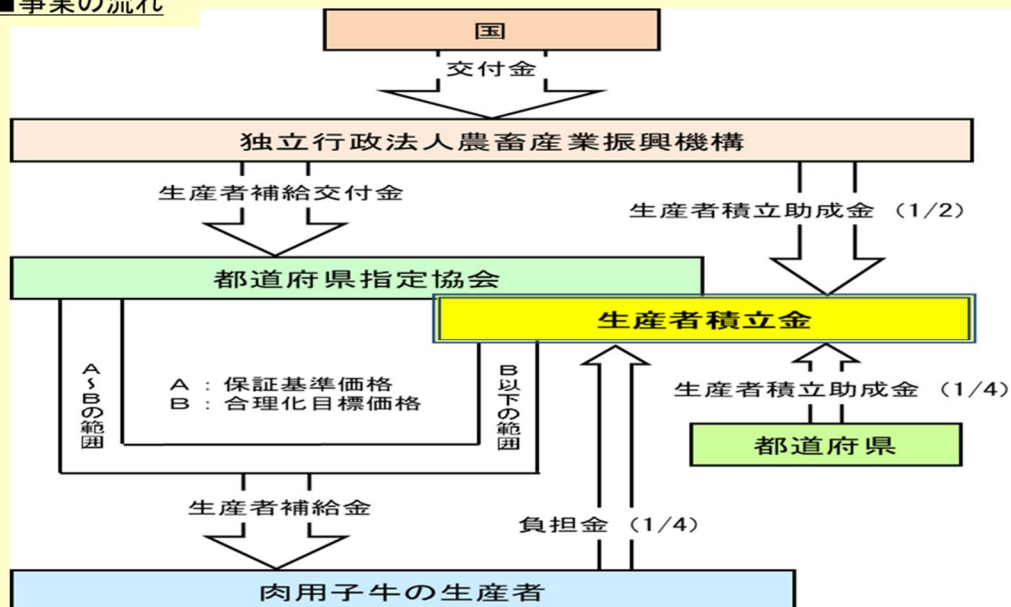
肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

■制度の仕組み

生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。具体的には、四半期毎に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売、または、自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。



■事業の流れ



【令和7年度交付実績：1,004百万円】

○畜産業振興事業(肉畜・食肉等)

■事業の概要

肉畜生産農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、口蹄疫など重大な家畜疾病や肉畜・食肉等をめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、肉畜・食肉等関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

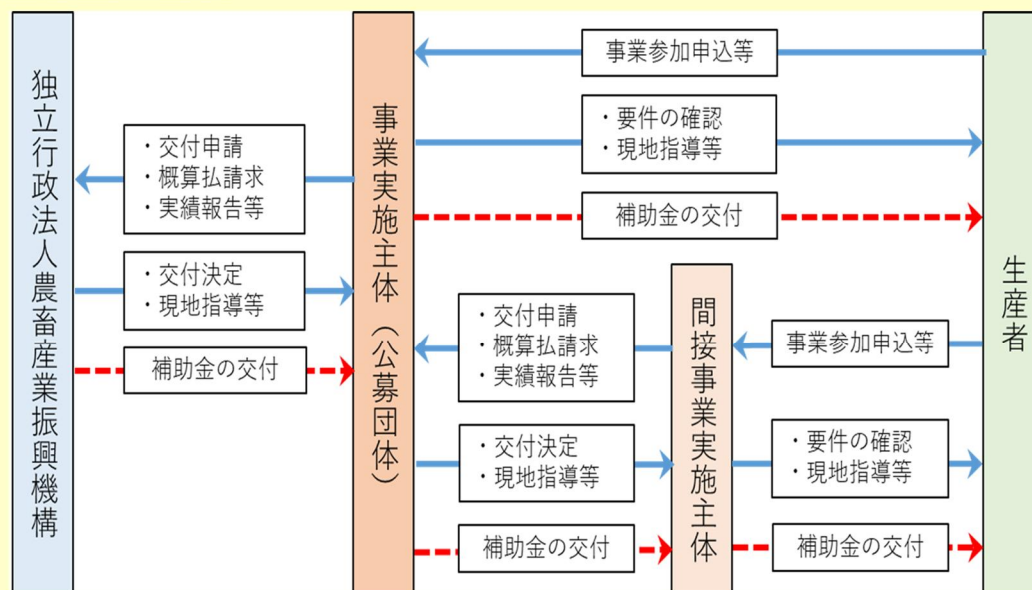
【補完対策】

- 肉用牛繁殖経営及び肉豚生産者の生産基盤強化
- 負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援
- 食用・飼肥料等としての利用が禁止されている牛肉骨粉等の適正処分の推進

【緊急対策】

- 市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格が、発動基準を下回った場合に、支援交付金を交付
- 緊急的かつ強力に和牛肉の需要を喚起し、需給状況を改善するため、和牛肉の販売促進等の取組を支援
- 令和7年8月から9月までの豪雨及び暴風雨により被害を受けた畜産農家における畜舎の補改修や粗飼料の代替飼料の購入を支援 等

■事業の流れ(例)



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和7年度交付実績：19,149百万円】

(2) 畜産（酪農・乳業）関係

○加工原料乳生産者補給金制度

■制度の目的

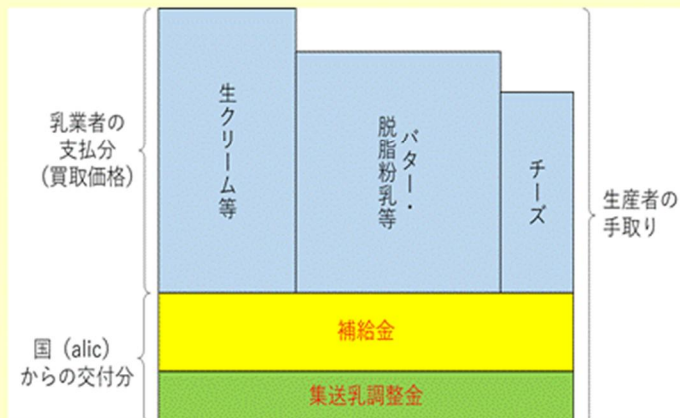
今後需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳について生産者補給金を交付します。

また、指定を受けた事業者に集送乳調整金を交付することにより、生乳の需給の安定や酪農経営の安定を図ります。

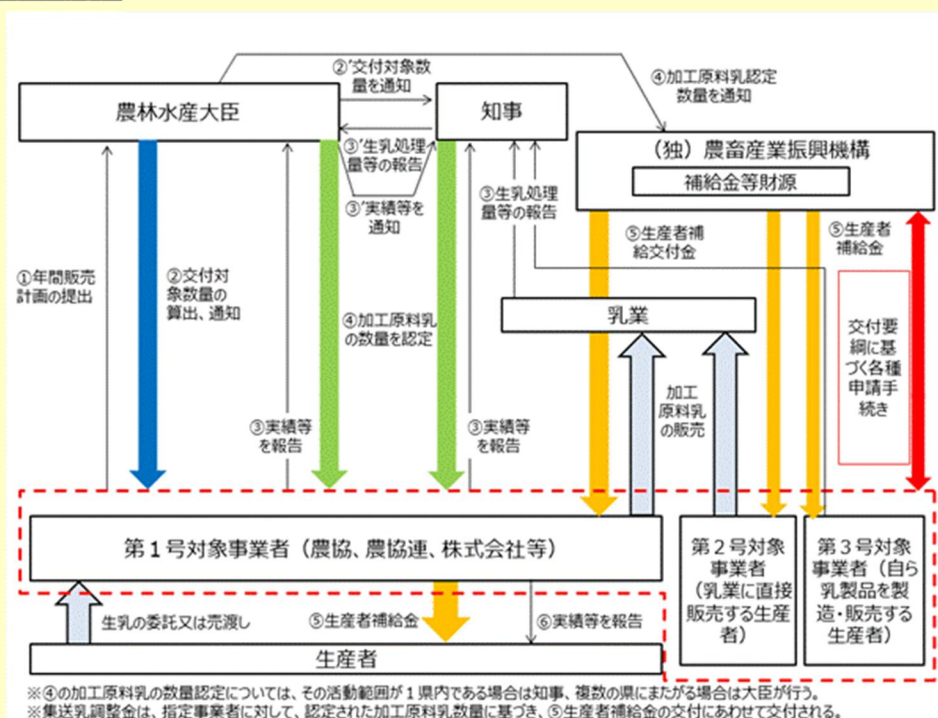
■制度の仕組み

加工原料乳として対象用途に仕向けた生乳の実績数量に応じて加工原料乳生産者補給金等が支払われます。

また、集乳を拒否しない等の要件を満たす事業者は「指定事業者」として指定され、加工に仕向けた量に応じて集送乳調整金が交付されます。



■事業の流れ



【令和7年度交付実績：38,580百万円】

○畜産業振興事業(酪農・乳業)

■事業の概要

酪農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、酪農・乳業などをめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、酪農・乳業関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

【酪農対策】

- 加工原料乳の価格が下落した場合の酪農経営への影響緩和のための支援

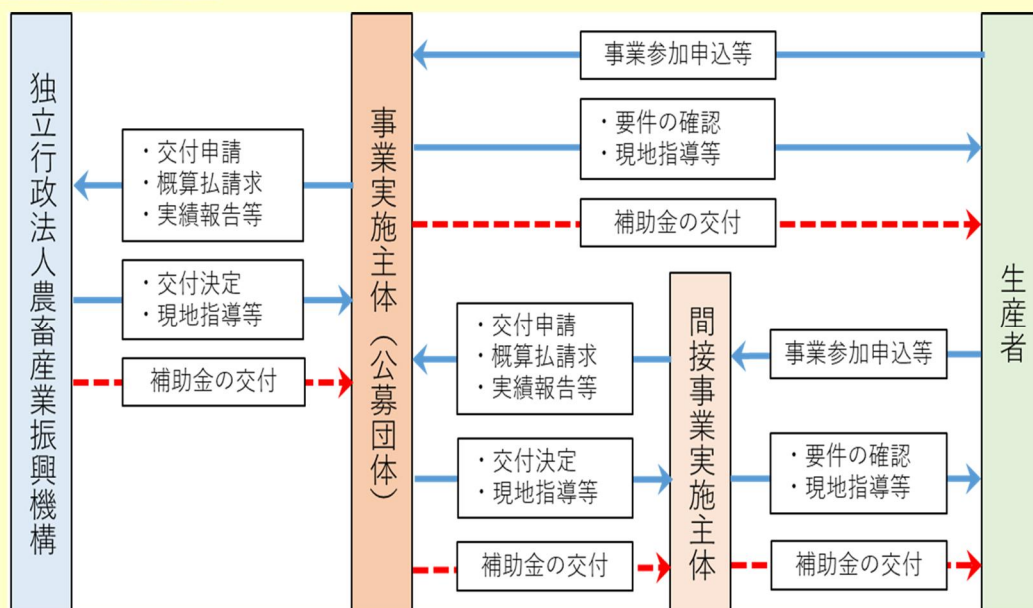
【補完対策】

- 酪農家の労働負担を軽減するため、搾乳などの作業を代行する酪農ヘルパーの利用による経営安定化などの取組みの支援 等

【緊急対策】

- 生乳需給及び酪農経営の安定に向け、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫の低減を図るための取組や、国産脱脂粉乳を活用した新商品の開発等の取組の支援
- 令和7年8月から9月までの豪雨及び暴風雨により被災した酪農家等に対し、損傷した施設・機械の補改修などの取組の支援 等

■事業の流れ(例)



【令和7年度交付実績：12,015百万円】

(3) 野菜関係

○指定野菜価格安定対策事業

■事業の目的

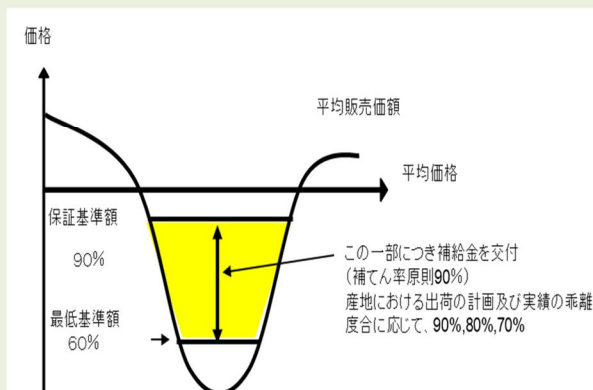
指定産地内(891産地)の指定野菜(14品目)の価格が著しく低落した場合に、生産者補給交付金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

■事業の仕組み

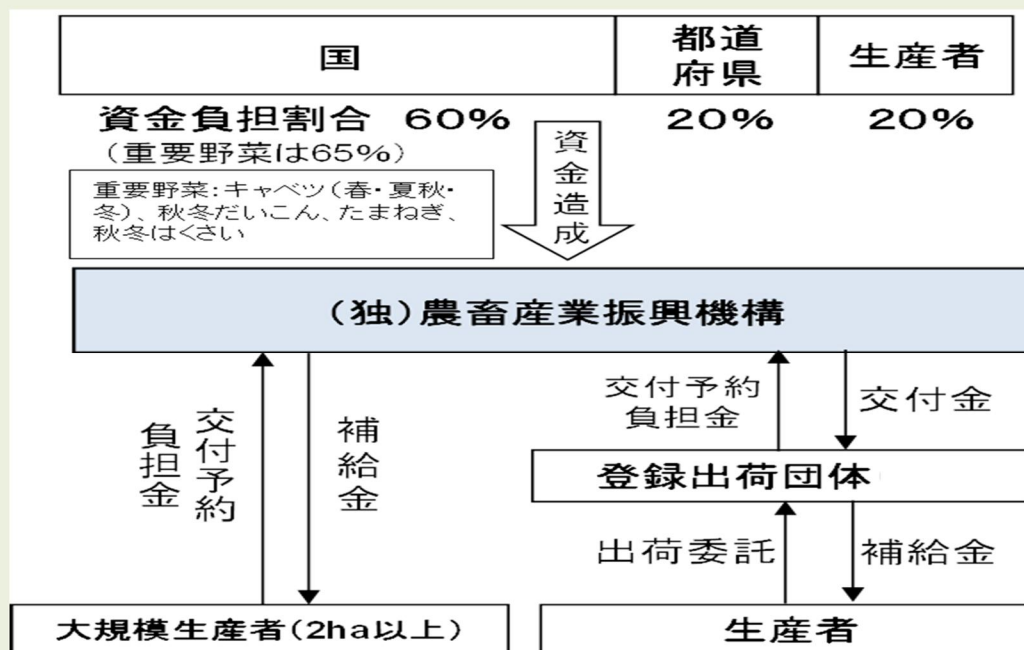
国、都道府県、生産者がそれぞれ6:2:2の割合で(独)農畜産業振興機構に資金を造成し、野菜の販売価格が平均価格の90%を下回ると造成資金から補給金を交付することにより農家経営を直接支援しています。

平成23年度制度改正により、都道府県及び生産者は品目ごとの負担率(100%、70%、50%)を設定し、負担を軽減を図っています。

令和2年8月申込から過去の交付金交付状況等を考慮し、負担率(100%、90%、80%、70%、60%、50%)を設定し、負担軽減を図っています。



■事業の流れ



【令和7年度交付実績：1,656百万円】

○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

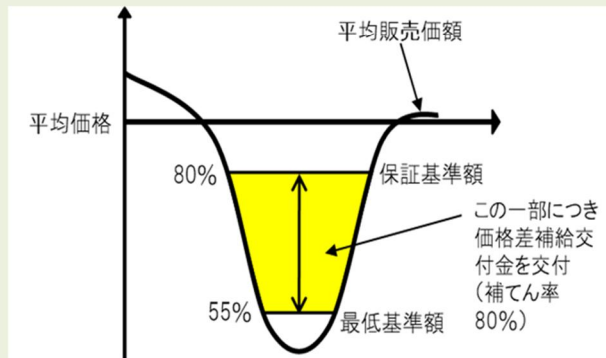
■事業の目的

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)等の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

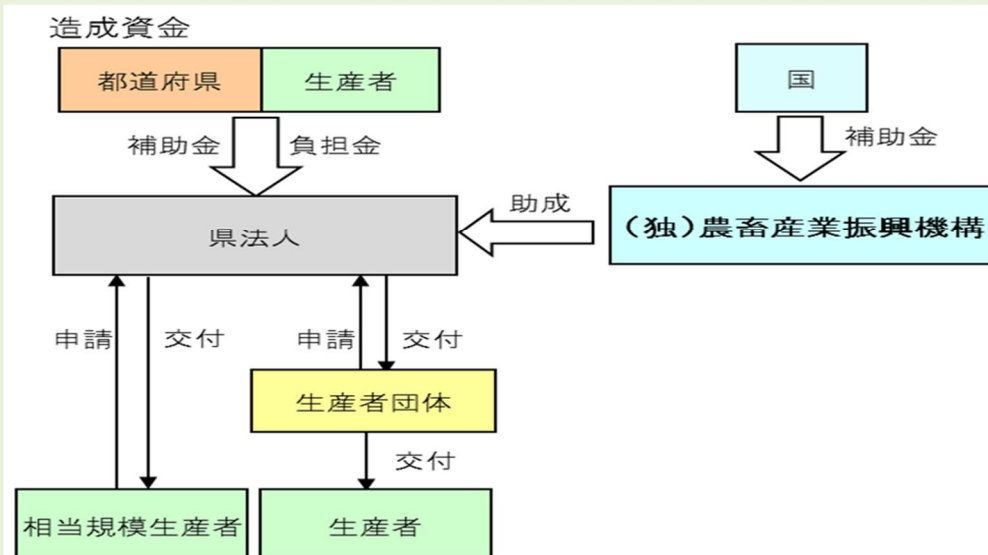
■事業の仕組み

都道府県(1/3)と生産者(1/3)が県法人に資金を造成し、国は、野菜の販売価格が平均価格の80%を下回ると造成資金から補給金を交付する際に、ALICに造成された資金により補助(1/3)することにより、農家経営を直接支援しています。

平成23年度及び26年度制度改正により、輸入野菜と競合する重要な4品目(アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー)について、生産者の負担の軽減を図っています(国:1/2)。



■事業の流れ



【令和7年度交付実績：192百万円】

○契約指定野菜安定供給事業

■事業の目的

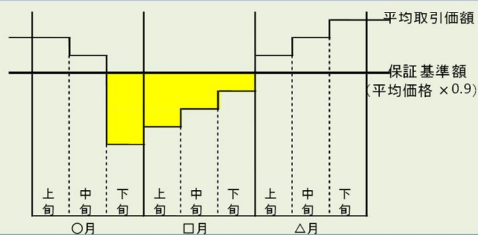
加工・業務用野菜を中心に市場を経由しない直接取引が増加していることから、平成14年の野菜法改正により契約取引についても生産者が負うリスク(価格下落、不作、過剰生産)を軽減することを目的としています。

■事業の仕組み

国(50%)、都道府県(25%)、生産者(25%)の支出によりalicに資金を造成し、価格低落等の際に補てんすることで、農家経営を直接支援しています。

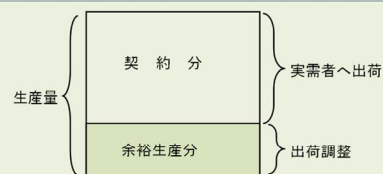
①「価格低落タイプ」

市場価格に連動して取引価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落(保証基準額を下回る)が生じた場合に補てんを行う。



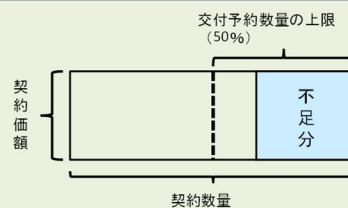
②「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、豊作等により、価格が低落した時に契約以外の生産量の出荷調整(産地廃棄等)を行った場合に補てんを行う。

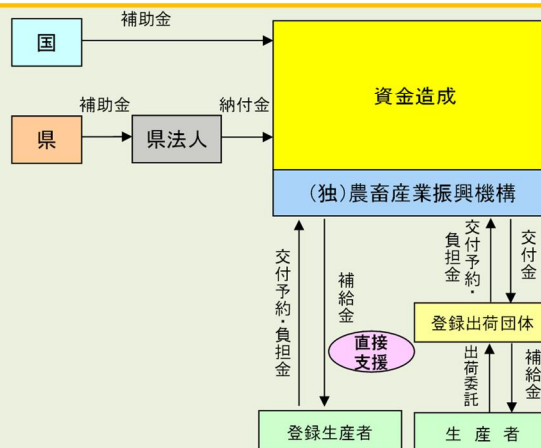


③「数量確保タイプ」

定量定価の供給契約を締結した生産者が、契約を遵守するために、市場出荷予定のものを契約先に出荷等をした際に要した経費に対して補てんを行う。



■事業の流れ



【令和7年度交付実績：139百万円】

○需給調整・価格安定対策

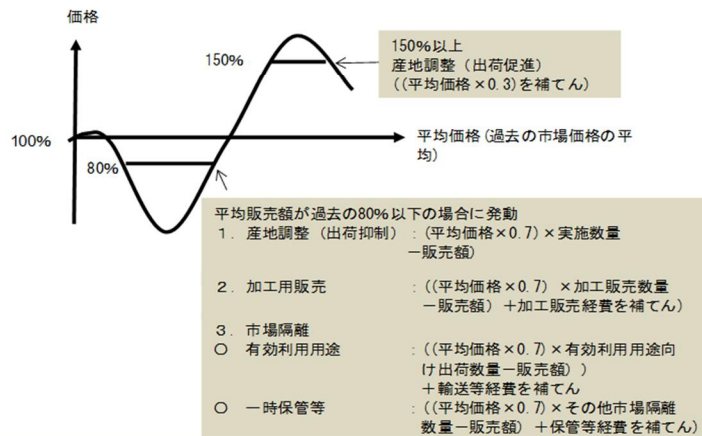
■制度の目的

野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量も多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要であるので、国が緊急需給調整対策を実施することとしています。

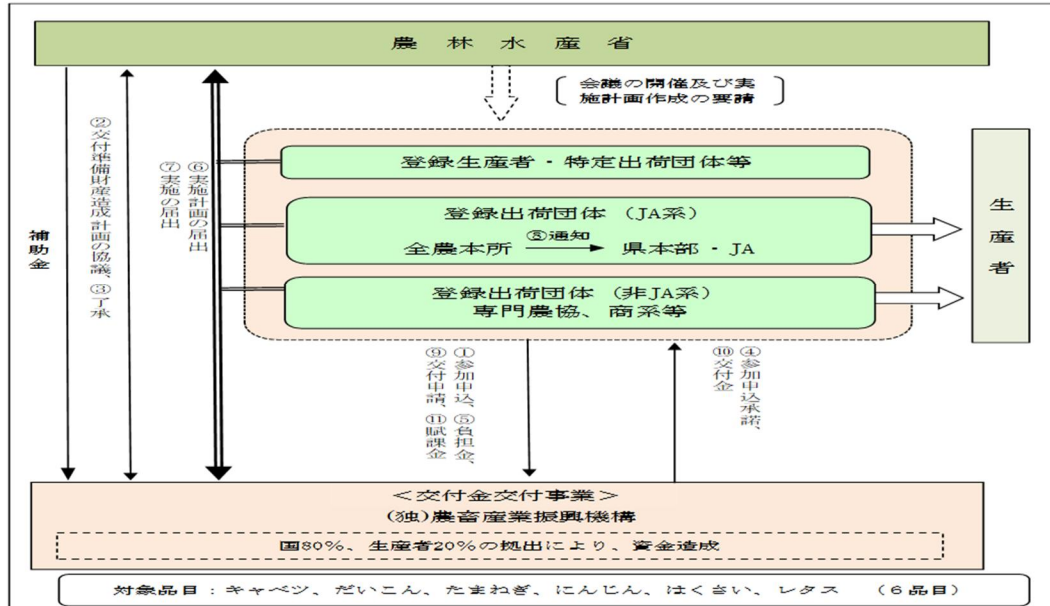
■事業の仕組み

価格低落時には、生産者側の発意により、生産者も1/5を拠出した資金を用いて、産地調整(出荷抑制)、加工用販売、市場隔離(有効利用用途、一時保管等)を実施し、価格高騰時には、供給の安定に向けた要請を関係者に行うほか、産地調整(出荷促進)を実施しています。

<発動基準と補てん額>



■事業の流れ



【令和7年度交付実績: 173 百万円】

(4) 特産関係（砂糖・でん粉）

○砂糖価格調整制度

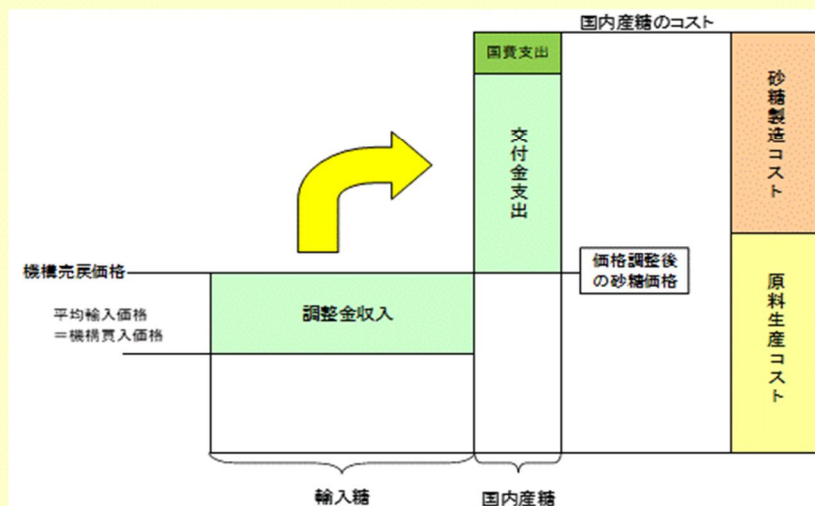
■制度の目的

砂糖価格調整制度は、価格の安い輸入糖から調整金を徴収するとともに、砂糖との価格差が存在する異性化糖や輸入加糖調製品との価格調整を行うために、これらの物品からも調整金を徴収し、それを財源として、さとうきびの生産者やてん菜糖、甘しや糖の国内産糖製造事業者等に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産糖の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

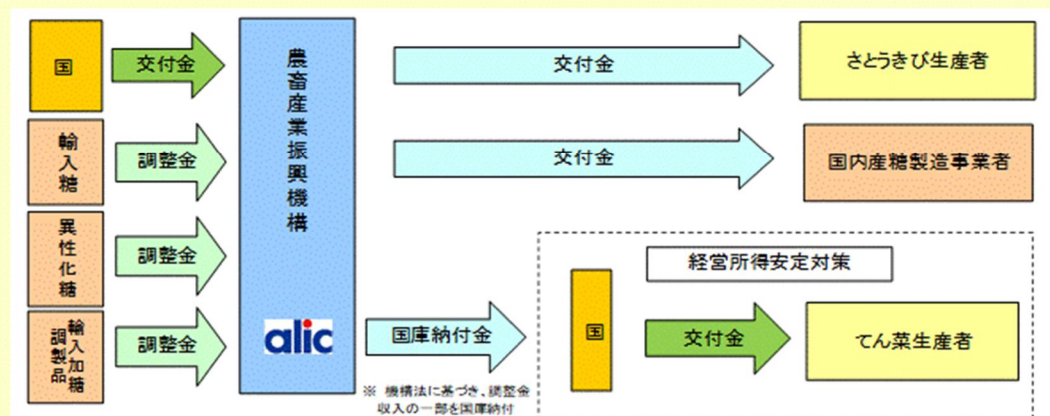
■制度の仕組み

輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、①輸入糖等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格（販売価格のうち、生産者の取り分）は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成されています。



■事業の流れ



【令和7年度交付実績：49,852百万円】

○でん粉価格調整制度

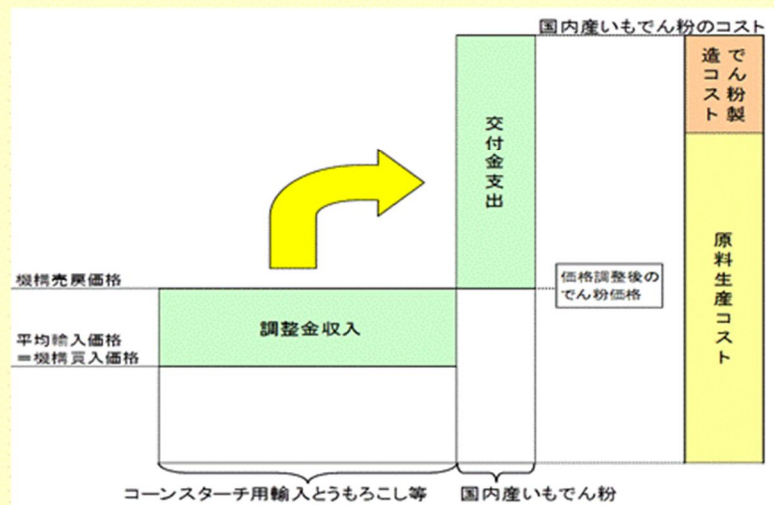
■制度の目的

でん粉価格調整制度は、価格の安いコーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収し、それを財源として、でん粉原料用かんしょ生産者や国内産いもでん粉製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産いもでん粉の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

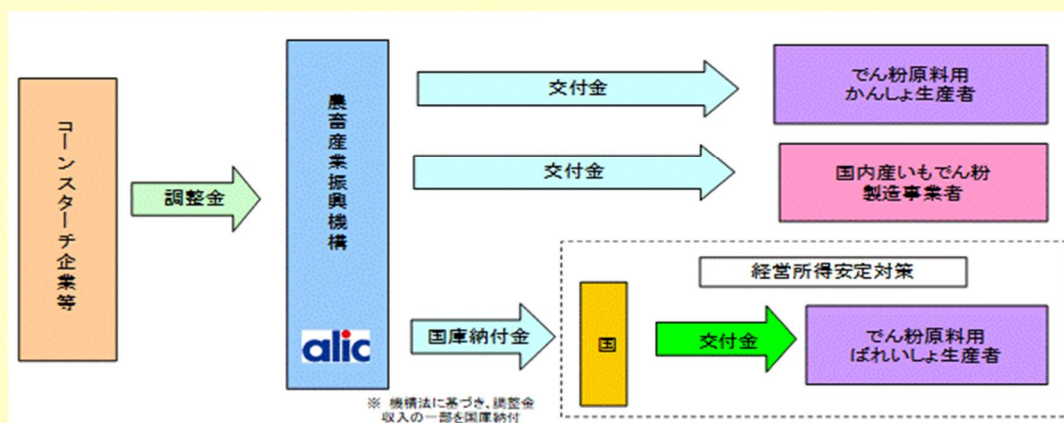
■制度の仕組み

でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスターチ等と国内いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、①コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格（販売価格のうち、生産者の取り分）は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成されています。



■事業の流れ



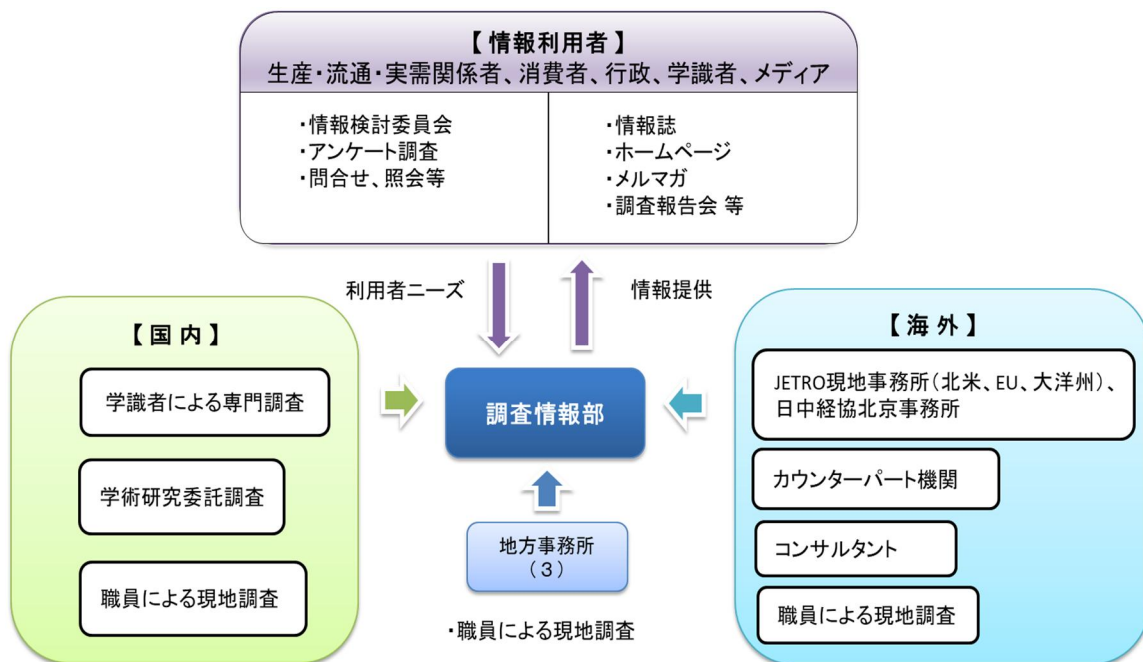
【令和7年度交付実績：9,318百万円】

(5) 情報収集提供

○情報収集提供業務

■業務の概要

畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の生産及び流通に関する情報(需給の判断に資する情報など)を収集・整理し、農畜産物の需給に係る判断や経営安定に資するため、広く生産者等に適時適切に提供すること目的としています。



【令和7年度業務実績：356百万円】

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

「6 中期計画及び年度計画」をご参照ください。

(2) 自己評価（令和7年度項目別評価総括表）

項目	評価（注）	行政コスト
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	27,725,684 千円
2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	70,206,512 千円
3 野菜関係業務	B	3,174,462 千円
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	B	60,011,042 千円
5 情報収集提供業務	A	561,427 千円
第2 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務運営の効率化による経費の削減	B	
2 役職員の給与水準	B	
3 調達の合理化	B	
4 業務執行の改善	B	
5 機能的で効率的な組織体制の整備	A	
6 補助事業の効率化等	B	
7 デジタル化の推進による業務の効率化	B	
8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画等に関する事項		
1 財務運営の適正化	B	
2 資金の管理及び運用	B	
第4 短期借入金の限度額		
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度4億円とする	—	
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度800億円とする	B	
3 でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度120億円とする	B	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処 分に関する計画		
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産 業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	

2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	
3 所有する職員宿舍の廃止に向けた取組	B	
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	
第7 余剰金の使途	—	
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 ガバナンスの強化	B	
2 職員の人事に関する計画	B	
3 情報公開の推進	B	
4 消費者等への広報	B	
5 情報セキュリティ対策の向上	B	
6 施設及び設備に関する計画	—	
7 積立金の処分に関する事項	B	
8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	

(注) 評価区分

S：項目の達成度合が120%以上で顕著な成果がある

A：項目の達成度合が120%以上

B：項目の達成度合が80%以上120%未満

C：項目の達成度合が60%以上80%未満

D：項目の達成度合が60%未満

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価(注)	B	B	—	—	—
理由	※令和7年度の主務大臣による総合評価は、審査中です(令和8年6月30日現在)。				

(参考) 前期中期目標期間(第4期)における主務大臣による総合評価

期間評価総合評価	B
----------	---

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評価(注)	B	B	B	B	B

(注) 評価区分

S：総合評価の達成度合が120%以上で顕著な成果がある

A：総合評価の達成度合が120%以上

B：総合評価の達成度合が 80%以上 120%未満

C：総合評価の達成度合が 60%以上 80%未満

D：総合評価の達成度合が 60%未満

業務実績評価結果の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/hyoka.html>

1.1 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
収入			
運営費交付金	2,890	2,890	
国庫補助金	3,672	3,663	
その他の政府交付金	127,416	127,416	
業務収入	74,049	69,936	
その他収入	283,199	76,519	(注1)
計	491,225	280,423	
支出			
業務経費	423,240	161,386	(注2)
借入金償還	66,200	59,602	
人件費	2,613	2,442	
一般管理費	1,304	853	(注3)
その他の支出	793	376	(注4)
計	494,149	224,660	

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 業務経費が見込より下回ったことによる減等

(注2) 交付金の発動が見込より下回ったことによる減等

(注3) 支払消費税が見込より下回ったことによる減

(注4) 当年度の借入金利率が見込より下回ったことによる減

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

12 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表 (令和8年3月31日)

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	349,403	流動負債	76,697
現金及び預金(※1)	339,113	運営費交付金債務	679
有価証券	6,699	預り補助金等	72
その他	3,591	短期借入金	62,467
		未払金	10,735
固定資産	50,197	その他	2,743
有形固定資産	784		
無形固定資産	2	固定負債	343,980
投資その他の資産	49,411	資産見返負債	310
投資有価証券	39,139	長期預り補助金等	341,674
関係会社株式	8,590	退職給付引当金	1,995
投資評価引当金	△ 124		
その他	1,806		
		負債合計	420,676
		純資産の部(※2)	金 額
		資本金	30,555
		政府出資金	30,555
		繰越欠損金	△ 54,771
		評価・換算差額等	3,139
		関係会社株式評価差額金	3,139
		純資産合計	△ 21,077
資産合計	399,600	負債純資産合計	399,600

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(2) 行政コスト計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額
I 損益計算書上の費用	163,627
業務費(※3)	161,212
一般管理費(※4)	1,904
その他(※5)	460
臨時損失(※6)	51

Ⅱ行政コスト合計	163,627
----------	---------

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(3) 損益計算書(令和7年4月1日～令和8年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額
経常費用 (A)	163,575
業務経費 (※3)	161,212
交付金	88,475
補助金	33,962
国庫納付金	16,426
人件費	1,519
減価償却費	30
その他	20,799
一般管理費 (※4)	1,904
人件費	1,083
減価償却費	53
その他	768
その他 (※5)	460
経常収益 (B)	160,111
運営費交付金収益	2,474
補助金等収益	86,660
事業収入	69,014
その他	2,023
臨時損失 (C) (※6)	51
臨時利益 (D)	5,844
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	689
当期総利益 (B-A-C+D+E)	3,018

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(4) 純資産変動計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日) (単位: 百万円)

	資本金 合計	利益剰余金 (又は繰 越欠損金 (△)) 合計	評価・換算 差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	30,555	△ 57,099	2,688	△ 23,857
当期変動額				
利益剰余金 (又は繰 越欠損金 (△)) の当 期変動額 (純額)		2,329		2,329
評価・換算差額等の 当期変動額 (純額)			451	451
当期変動額合計	—	2,329	451	2,780
当期末残高 (※2)	30,555	△ 54,771	3,139	△ 21,077

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(5) キャッシュ・フロー計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位: 百万円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	50,579
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 19,687
人件費支出	△ 2,440
事業費支出	△ 124,208
一般管理費支出	△ 742
その他業務支出	△ 469
運営費交付金収入	2,890
補助金等収入	137,541
事業収入	68,112
国庫納付金の支払額	△ 16,426
政府交付金の精算による返還金の支出	△ 1,006
その他収入・支出	7,015
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 39,730
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 1,402
IV 資金増加額 (△資金減少額) (D=A+B+C)	9,447
V 資金期首残高 (E)	131,466
VI 資金期末残高 (F=D+E) (※7)	140,913

(注1) キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金 (※1)	339,113 百万円
うち定期預金	198,200 百万円
(差引) 資金残高 (※7)	140,913 百万円

(注2) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

1.3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

各財務諸表の概要

(1) 貸借対照表

(資産)

令和7年度末現在の資産合計は399,600百万円と、前年度比50,994百万円増（前年度348,606百万円、14.6%増）となっています。これは、現金及び預金が339,113百万円と、前年度比50,947百万円増（前年度288,166百万円、17.7%増）となったことが主な要因です。

(負債)

令和7年度末現在の負債合計は420,676百万円と、前年度比48,213百万円増（前年度372,463百万円、12.9%増）となっています。これは、長期預り補助金等が341,674百万円と、前年度比45,938百万円増（前年度295,736百万円、15.5%増）となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和7年度の損益計算書上の費用並びに行政コストは163,627百万円と、前年度比34,391百万円減（前年度198,018百万円、17.4%減）となっています。これは、畜産勘定における肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費が6,020百万円と、前年度比16,430百万円減（前年度22,450百万円、73.2%減）となったこと、肉用子牛勘定における肉用子牛補給金等事業費が2,191百万円と前年度比14,757百万円減（前年度16,948百万円、87.1%減）が主な要因です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和7年度の経常費用は163,575百万円と、前年度比34,400百万円減（前年度197,976百万円、17.4%減）となっています。これは、畜産勘定等における交付金が

88,475 百万円と、前年度比 27,283 百万円減（前年度 115,758 百万円、23.6%減）となったことが主な要因です。

（経常収益）

令和 7 年度の経常収益は 160,111 百万円と、前年度比 40,244 百万円減（前年度 200,355 百万円、20.1%減）となっています。これは、補助金等収益が 86,600 百万円と、前年度比 45,864 百万円減（前年度 132,464 百万円、34.6%減）となったことが主な要因です。

（臨時利益）

令和 7 年度の臨時利益は 5,844 百万円と、前年度比 4,238 百万円増（前年度 1,607 百万円、263.8%増）となっています。これは、過年度補助事業費返還金等の額が 5,844 百万円と前年度比 4,241 百万円増（前年度 1,604 百万円、264.4%増）となったことが主な要因です。

なお、畜産業振興事業において補助金返還命令を発出したもののうち、令和 7 年度末において 1 件 1,658 百万円が未返還となっています。

（当期総損益）

上記損益の状況に臨時損失 51 百万円及び前中期目標期間繰越積立金取崩額 689 百万円を計上した結果、令和 7 年度の当期総利益は、3,018 百万円と前年度比 1,657 百万円減（前期総利益 4,676 百万円、35.4%減）となっています。

（４）純資産変動計算書

令和 7 年度末の純資産は△21,077 百万円と、前年度比 2,780 百万円増（前期純資産△23,857 百万円）となっています。これは、繰越欠損金が 54,771 百万円（前期繰越欠損金 57,099 百万円）となったことが主な要因です。

（５）キャッシュ・フロー計算書

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

令和 7 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 50,579 百万円と、前年度比 57,302 百万円増（前年度△6,723 百万円）となっています。これは、肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費支出が△5,864 百万円と、前年度比 32,883 百万円増（前年度△38,747 百万円）となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

令和 7 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△39,730 百万円と、前年度比 13,591 百万円減（前年度△26,139 百万円）となっています。これは、定期預金の預入による支出と定期預金の払戻による収入との収支差が△41,500 百万円と、前年度比 17,800 百万円減（前年度△23,700 百万円）となったことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

令和7年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△1,402百万円と、前年度比6,800百万円増（前年度△8,202百万円）となっています。これは、短期借入れによる収入と短期借入金の返済による支出との収支差が2,865百万円と、前年度比7,183百万円増（前年度△4,317百万円）となったことが主な要因です。

1.4 内部統制の運用に関する情報

a l i c は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を定めておりますが、その推進の中心となるものとして、内部統制委員会を置いています。

また、内部統制委員会は、「独立行政法人農畜産業振興機構の内部統制に関する基本方針」に定めるところにより、中期目標及び中期計画に基づき、法令等を遵守しつつ、業務を有効かつ、効率的に実施することを目的として設置されており、令和7年度においては、5月に開催し、内部統制に関する改善方針等について審議を行いました。

1.5 法人の基本情報

（1）沿革

平成15年10月 農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の統合により独立行政法人
農畜産業振興機構として設立

なお、当機構の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

ア 農畜産業振興事業団

昭和36年12月 畜産振興事業団設立

昭和40年8月 糖価安定事業団設立

昭和41年3月 日本蚕糸事業団設立

昭和56年10月 糖価安定事業団と日本蚕糸事業団を統合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団設立

平成8年10月 畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団を統合し、農畜産業振興事業団が設立

イ 野菜供給安定基金

昭和51年10月 設立

第1期中期目標期間 平成15年10月～平成20年3月

平成17年10月 神戸事務所廃止

平成19年10月 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付の業務の開始

〃 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの業務の開始

平成19年12月 東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡及び宮崎の事務所廃止

平成 20 年 1 月	鹿児島事務所開設（鹿児島分室（平成 19 年 4 月開設）を改組）
第 2 期中期目標期間	平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月
平成 20 年 4 月	蚕糸業経営安定対策事業への補助の業務の廃止
〃	生糸の買入れ及び売渡しの業務の廃止
〃	繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業（蚕糸業振興事業）への補助の業務の廃止
平成 22 年 8 月	シンガポール駐在員事務所廃止
平成 23 年 3 月	ワシントン、ブエノスアイレス、ブリュッセル、シドニー駐在員事務所廃止
第 3 期中期目標期間	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月
第 4 期中期目標期間	平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月
平成 30 年 12 月	肉用牛及び肉豚についての交付金の交付の法制化業務の開始
〃	輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの業務の開始
第 5 期中期目標期間	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月

（２）設立に係る根拠法

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）

（３）主務大臣

農林水産大臣

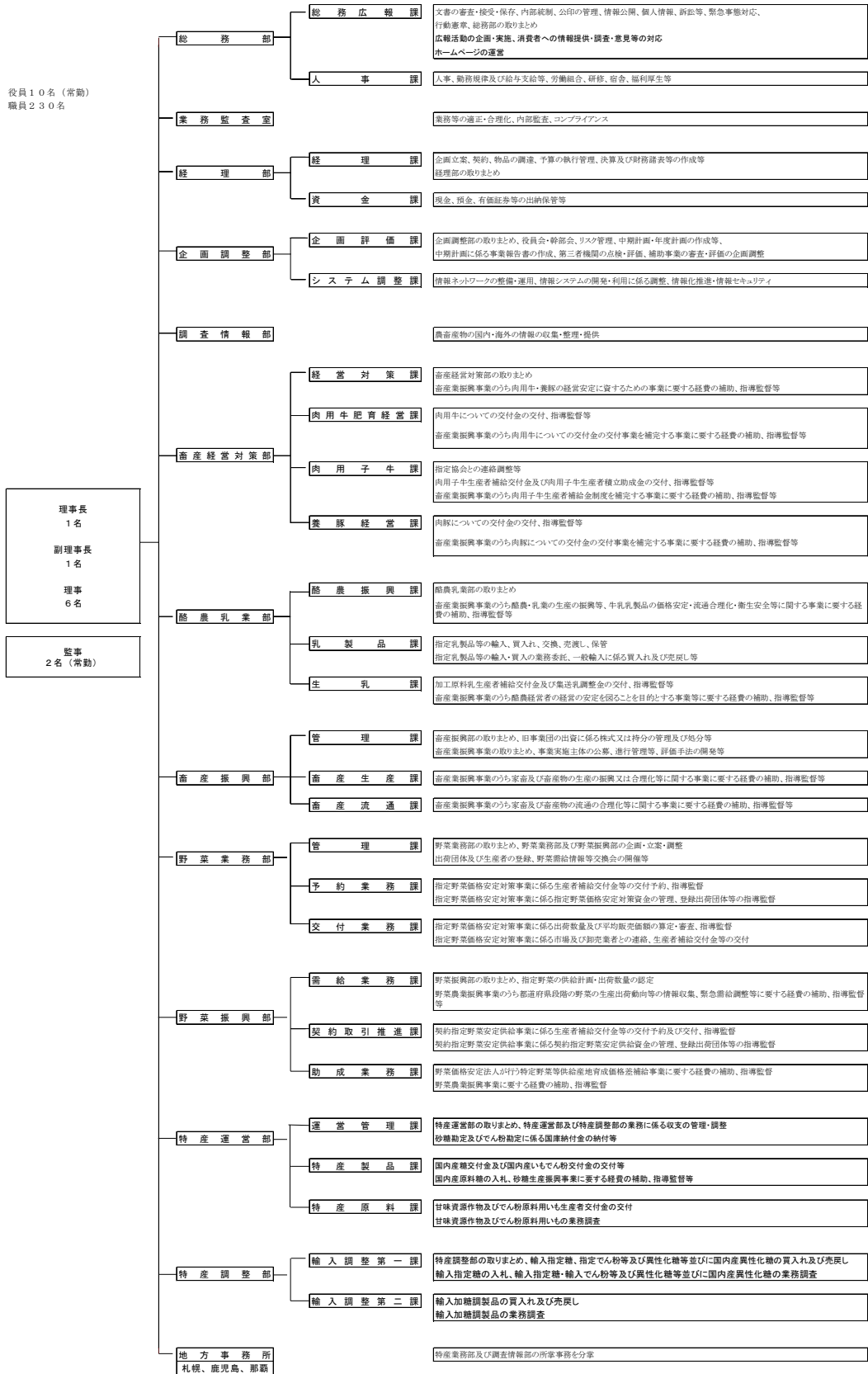
(4) 組織体制

組 織

(令和8年3月31日現在)

【11部 1室 3地方事務所】

役員10名(常勤)
職員230名



(5) 事務所の所在地

本部 : 東京都港区麻布台二丁目2番1号
 札幌事務所 : 北海道札幌市中央区北三条西七丁目1番地
 鹿児島事務所 : 鹿児島県鹿児島市西千石町17番3号
 那覇事務所 : 沖縄県那覇市久米二丁目4番14号

(6) 主要関連会社及び関連公益法人等の状況

名 称	業務概要	出資目的
関連会社		
(株) 北海道畜産公社	家畜の処理及び冷蔵庫の経営 枝肉取引市場の経営 肉畜及び畜肉の販売及び加工販売	食肉の需給規模の拡大に対処し、食肉の流通過程の改善合理化を図ること等
(株) 秋田県食肉流通公社	肉畜のと畜、解体 枝肉及び副産物の買い取り並びに受託処理加工 食肉及び副産物の加工並びに貯蔵販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、畜産振興、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 山形県食肉公社	食肉の生産処理及び保管 食肉、副産物の加工品の製造及び販売 食肉、副産物の冷蔵保管並びに委託処理	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 群馬県食肉卸売市場	冷蔵冷凍保管業務 豚枝肉、牛枝肉、食肉副生物等の仕入 食肉、食肉副生物、食肉加工品等の製造及び販売	食肉市場価格の安定及び肉畜生産の安定を図るとともに部分肉の流通を推進すること等
(株) 全日本農協畜産公社	畜産物の流通改善に関する事業 畜産物の加工処理及び販売 畜産物の冷蔵保管	畜産資源の価値を高め、畜産振興の安定的発展を図ること
(株) 山梨食肉流通センター	家畜のと畜、解体 食肉の処理、加工、販売 食肉市場の運営	畜産農家が安定的に出荷できる流通拠点を確保し、消費者に対し新鮮かつ安全な食肉を提供する流通拠点を整備し、畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること

(株) 富山食肉総合センター	肉畜のと畜解体処理 食肉の加工処理 食肉の冷蔵保管	肉畜処理の円滑化と食肉の安定供給を図り、もって畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること等
(株) 鳥取県食肉センター	家畜のと畜、解体 食肉の処理、加工及び販売 副産物（原皮、内臓、骨等）の処理、加工及び販売	鳥取県肉畜生産の振興と食肉流通体系の近代化を図ること等
(株) 香川県畜産公社	獣畜のと畜解体処理 部分肉の処理、加工、保管 自社の敷地、建物、施設の管理運営	香川県肉畜生産の安定的基盤の確立と食肉流通の改善合理化をはかり畜産事業の発展向上を図ること等
JA えひめアイパックス (株)	家畜の処理・解体 家畜の内臓処理及び販売 食肉加工品の製造及び販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、畜産振興、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 熊本畜産流通センター	肉畜のと畜・解体 食肉の製造加工及び販売 内臓など副産物の処理販売	加工処理機能の整備強化並びに販売体制の拡充強化を図り、産地食肉センターとして熊本県畜産の振興に寄与するとともに消費者のニーズに応える食肉流通拠点施設として経営すること
(株) ナンチク	食肉の製造及び販売 農産加工品の販売	食肉の製造及び販売並びにこれらに附帯する事業を営むこと等
(株) JA 食肉かごしま	牛・豚のと畜解体処理加工 豚の生産・販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること
(株) 沖縄県食肉センター	肉畜の集荷及び食肉、加工品の販売 家畜のと畜解体、処理加工 食肉及び副産物の冷蔵保管	肉畜の集荷及び食肉、加工品の販売等の事業を営むこと等
四国乳業（株）	牛乳の処理及び販売 乳製品の製造及び販売 清涼飲料の製造及び販売	近代的な牛乳乳製品の処理加工施設の建設により、牛乳乳製品の製造コストを引下げるとともに、生乳の流通の合理化を図り、酪農経営の安定に資すること等

名 称	業務概要	出資目的
関連公益法人等		
(一財) 生物科学安全研究所	医薬品、飼料等及び畜産物の安全性等の研究、検査及び技術の指導 実験動物としての家畜及び家禽の研究	家畜、家きんに使用する医薬品及び飼料の安全性と遺伝に及ぼす影響等の生物科学に関する研究、検査及び技術の指導を行い、もって学術の発展と畜産業の振興に寄与すること
(公財) 日本食肉流通センター	部分肉の取引のための施設の貸付けに関する事業 部分肉の取引数量、取引価格等の情報の収集及び公表 部分肉の流通の改善及び合理化のための調査研究等	部分肉の取引の適正化のための業務を行うことにより、食肉流通の改善及び合理化を推進し、もって畜産及びその関連産業の発展と国民の食生活の改善に資すること
(公財) 日本食肉消費総合センター	食肉の消費普及及び啓発宣伝 食肉の栄養及び調理に関する知識及び情報の収集、普及及び広報 食肉の生産・流通・消費の実情、動向の総合的調査研究と国際交流	食肉に関する知識及び情報の提供、食肉の消費普及、食肉の生産、流通及び消費に関する調査研究及び国際交流等を行い、もって国民の食生活の安定及び改善並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資すること
(公財) 日本食肉生産技術開発センター	食肉等の処理等の機械、施設、システムについての調査 研究開発、情報収集、提供、コンサルタント業務	と畜から食肉等の処理、加工、流通及び販売に至る分野における機械、施設及びシステムについての研究開発、情報の収集等を行い、食肉等の生産、流通及び販売の改善及び合理化を推進し、もって畜産及び食肉産業の発展と食生活の改善に資すること
(公財) 加古川食肉公社	食肉産業振興に関する指導育成事業 食肉卸売市場の開設 食肉センターの近代化整備及び管理運営に関する事業	食肉流通機構の合理的改善と広域的な食肉供給拠点としての役割を確保することにより、安定的に食肉を供給するとともに、食生活の改善に関する知識の普及啓発を行い、もって地域社会の発展等に寄与すること

(公財) 奈良県食肉公社	と畜場の設置及び管理運営に関する事業 食肉市場の開設及び管理運営に関する事業 治水、環境対策に関する事業	肉畜処理の円滑化と食肉の安定供給を図り、もって畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること
--------------	--	---

(注) 詳細につきましては、附属明細書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常費用	225,676	209,102	261,121	197,976	163,575
経常収益	201,586	193,085	247,806	200,355	160,111
当期総損益	△ 9,285	△ 13,246	△ 11,634	4,676	3,018
資産	395,953	442,600	363,300	348,606	399,600
負債	394,566	456,697	391,281	372,463	420,676
利益剰余金 (又は繰越欠損金(△))	△ 31,496	△ 47,098	△ 61,044	△ 57,099	△ 54,771
業務活動による キャッシュ・フロー	△ 63,455	36,626	△ 88,792	△ 6,723	50,579
投資活動による キャッシュ・フロー	5,593	△ 35,420	△ 13,192	△ 26,139	△ 39,730
財務活動による キャッシュ・フロー	12,108	9,976	9,667	△ 8,202	△ 1,402
資金期末残高	253,665	264,846	172,529	131,466	140,913

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）（令和8年4月1日当初）

① 予算

（単位：百万円）

収 入	金 額	支 出	金 額
運営費交付金	2,995	業務経費	383,312
国庫補助金	2,295	借入金償還	66,700
その他の政府交付金	106,485	人件費	2,758
業務収入	76,110	一般管理費	1,431
拠出金	5,582	その他支出	915
負担金	1,330		
納付金	1,138		
資金より受入	193,189		
借入金	65,423		
政府受託収入	6		
諸収入	539		
合 計	455,091	合 計	455,116

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	386,583
経常費用	386,583
業務経費	381,314
人件費	2,861
一般管理費	1,431
その他支出	915
減価償却費	62
収益の部	387,972
経常収益	387,972
運営費交付金収益	2,940
政府受託収入	6
補助金等収益	309,226
業務収入	74,882
繰延運営費交付金（資産）戻入	41
繰延補助金等（資産）戻入	2

賞与引当金見返に係る収益	178
退職給付引当金見返に係る収益	160
諸収入	538
純利益（△純損失）	1,389

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

③ 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	534,172
業務活動による支出	384,896
投資活動による支出	58,949
財務活動による支出	41,578
次年度への繰越金	48,750
資金収入	534,172
業務活動による収入	195,532
投資活動による収入	171,750
財務活動による収入	39,632
前年度繰越金	127,259

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

16 参考情報

（1）要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、普通預金、定期預金など

有価証券：満期保有目的の債券で、満期日が1年以内に到来するもの

その他（流動資産）：未収金、未収収益、前払費用など

有形固定資産：建物、車両運搬具、工具器具備品及び土地であり、長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：電話加入権

投資有価証券：満期保有目的の債券で、満期日の到来が1年を超えるもの及び関係会社以外（出資比率20%未満）の有価証券

関係会社株式：出資比率が20%以上の株式

投資評価引当金：関係会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算出した額が取得原価よりも下落した場合における当該下落額
その他（投資その他の資産）：敷金保証金、自動車リサイクル預託金、退職給付引当金見返
運営費交付金債務：国から交付された運営費交付金のうち未実施の部分に該当する債務残高
預り補助金等：業務を実施するために国から交付された補助金等のうち、1年以内に使用されると認められる未実施の部分に該当する債務残高
短期借入金：事業資金の調達のため金融機関から借り入れた借入金で、返済日が1年以内に到来するもの
未払金：売買事業費未払金、未払費用に属さない未払債務の総称
その他（流動負債）：リース債務、未払費用、受入保証金など
資産見返負債：国から交付された運営費交付金や補助金等で償却資産を取得した場合に計上される負債額
長期預り補助金等：業務を実施するために国から交付された補助金等のうち、1年を超えて使用されると認められる未実施の部分に該当する債務残高
引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金が該当
その他（固定負債）：リース債務
政府出資金：国からの出資金であり、財産的基礎を構成
関係会社株式評価差額金：関係会社株式の持分相当額が取得原価よりも増加した場合の評価差額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失
行政コスト：アウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務経費：業務に要した費用
交付金：肉用牛肥育経営安定交付金、肉豚経営安定交付金、加工原料乳生産者補給交付金、指定野菜生産者補給交付金、契約指定野菜交付金、甘味資源作物交付金、国内産糖交付金、でん粉原料用いも交付金、国内産いもでん粉交付金、肉用子牛生産者補給交付金

補助金：畜産業振興事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、契約特定野菜等安定供給促進事業、緊急需給調整事業などにより交付した補助金

国庫納付金：糖価調整事業収入及びでん粉価格調整事業収入の一部を国の特別会計へ納付するもの

人件費：給与、賞与、法定福利費等、役職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

一般管理費：管理業務に要した費用

その他（経常費用）：投資評価引当金繰入、賠償償還及払戻金、支払利息、雑損

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

補助金等収益：国からの補助金等のうち、当期の収益として認識した収益

事業収入：輸入乳製品売渡収入、糖価調整事業収入、でん粉価格調整事業収入

その他（経常収益）：資産見返運営費交付金戻入、資産見返補助金等戻入、受取利息、有価証券売却益、雑益など

臨時損失：関係会社株式評価損、固定資産除却損など

臨時利益：運営費交付金精算収益化額、過年度補助事業費返還金など

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間から繰り越された積立金の当期の費用発生による取崩額

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出、事業費支出など

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出など

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ホームページでは、a l i cの法人情報、業務関連情報、統計資料等のほか、くらしに役立つ農畜産物の消費者向け情報も発信しています。

◆その他公表資料等

情報誌（月報）

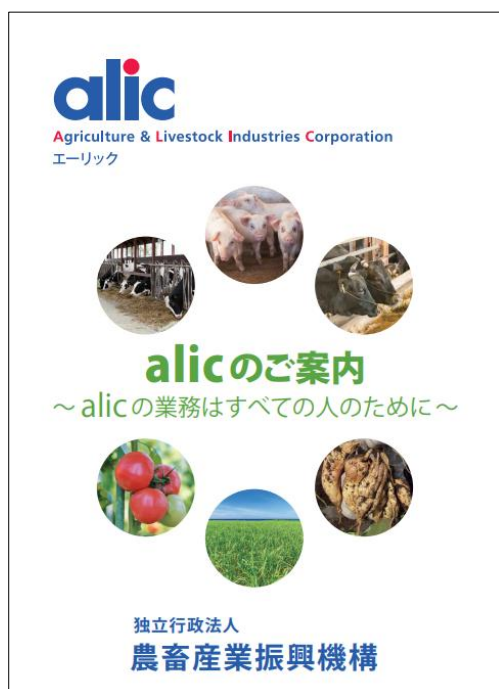


各種ソーシャルメディア

(Facebook、Instagram、YouTube)



パンフレット



広報 web マガジン

